

～ 国際研究 ～

ミャンマービジネスロー講演会 2012 講演録の掲載について

国際協力部教官
國井弘樹

法務省法務総合研究所では、世界的に注目を集めているミャンマー連邦共和国から

Ms. Than Nwe (タン・ヌエ)

Mr. Htin Zaw (ティン・ゾウ)

という法曹界の重鎮2名をお招きし、東京会場と大阪会場で、それぞれ「ミャンマービジネスロー講演会 2012」と銘打って、ビジネスローを中心として、ミャンマー司法の現状等に関する講演会を実施しました。

講演者の略歴や講演スケジュール等については、添付の案内を御覧ください。

すでに当部ホームページにおいて、本講演会の講演資料について掲載しているところですが (http://www.moj.go.jp/housouken/housouken05_00050.html)、各講演者による講演内容の日本語反訳を作成しましたので、次頁以降に掲載いたします。

同国では、外国投資法が正式に成立し、今後、ますます我が国からの経済進出が進むものと見込まれます。本講演録は、法律関係者だけでなく、それ以外の方々にとっても参考になるものと思われまので、是非、御一読ください。

当部では、今後も、関係機関と連携しながら、ミャンマーの法整備に協力していきます。また、社会的に関心の高い分野に関して、同様の講演会等も実施予定ですので、御期待ください。

今もっとも熱いミャンマーから法曹界の重鎮来る！ ～ミャンマー・ビジネスロー講演会 2012～

2011年3月に民政移管を遂げ、一歩ずつ着実に民主化への道を歩むミャンマー。その無限の可能性は、今や全世界の注目の的です。しかし、ミャンマーに支援・投資・進出しようにも、法制度が良く分からない。

- ◆ 日本人もミャンマーで会社を設立できる？
- ◆ どうしたら土地の権利を得られる？
- ◆ 現地で紛争が生じたときの解決法は？

そんな声に応えるのが、今回の講演会です。

テーマ： ビジネス法

東京と大阪で開催！ （参加費無料）
奮って御参加ください。
（申込み定員になり次第締切）

講演者の紹介



Ms. Than Nwe (タン・ヌエ)
弁護士
元ヤンゴン大学法学部長
同大学博士課程の教授・監督を担当
専門はビジネス法・労働法・土地法・会社法・契約法等
歳入法・契約法・行政法の教科書等を多数執筆



Mr. Htin Zaw (ティン・ゾウ)
弁護士
元最高裁判所研究国際関係部長
専門は知的財産権など
最高裁判所代表として知的財産権に関する国際セミナーに多数出席
民事・刑事裁判実務に関するコメント等々を多数執筆

【日時】

大阪：2012年 7月 27日(金)
14:30～17:30
東京：2012年 8月 1日(水)
13:00～16:00

【会場】

大阪：大阪中之島合同庁舎2階国際会議室
http://www.moj.go.jp/housouken/houso_map.html
東京：国立オリンピック記念青少年総合センター
国際交流棟国際会議室
<http://nyc.niye.go.jp/facilities/d7.html>

【主催】 法務省法務総合研究所
財団法人国際民商事法センター
【後援】 財務省財務総合政策研究所

【定員】

大阪：100名(申込み順) 入場無料
東京：250名(申込み順) 入場無料

【プログラム】

- 大阪会場
 - 14:00～ 開場・受付開始
 - 14:30～15:30 講演(Ms. Than Nwe)
 - 15:30～15:50 質疑応答
 - 15:50～16:05 休憩
 - 16:05～17:00 講演(Mr. Htin Zaw)
 - 17:00～17:30 質疑応答
- 東京会場
 - 12:30～ 開場・受付開始
 - 13:00～14:00 講演(Ms. Than Nwe)
 - 14:00～14:20 質疑応答
 - 14:20～14:35 休憩
 - 14:35～15:30 講演(Mr. Htin Zaw)
 - 15:30～16:00 質疑応答



問合せ先 〒107-0052 東京都港区赤坂1-6-7 第九興和ビル別館3階
財団法人 国際民商事法センター

TEL 03-3505-0525
FAX 03-3505-0833

申込方法
(財)国際民商事法センターのホームページ(<http://www.icclc.or.jp/index.html>)から申込書をダウンロードした上、ファックスでお申し込みください(定員になり次第、締め切らせていただきます)。
申込期限 7月17日(火)

ミャンマー・ビジネスロー講演会 2012 2012年7月27日開催（大阪会場）

○司会者 定刻となりましたので、ミャンマー・ビジネスロー講演会 2012 を開演いたします。私は本日の司会を務めます、法務省法務総合研究所国際協力部教官の國井弘樹と申します。どうぞよろしくお願いいたします。最初に当国際協力部部長の野口元郎から開演の御挨拶を申し上げます。

○野口部長 皆さま、本日は暑い中お越しいただきまして、本当にありがとうございます。御存じのとおり、昨年の民政移管よりミャンマーの民主化の動きが加速しておりまして、日本政府としても今後ミャンマーに対する様々な分野での支援を強化するという方向で検討を進めているところであります。本日は、その一環としまして、ミャンマーから法曹界で長らく御活躍された、タン・ヌエさんとティン・ゾウさんの2人の専門家をお招きしまして、ミャンマーの司法及び投資事情について御発表いただくこととしております。質疑の時間も設けておりますので、みなさん御遠慮なく質問等をお願いいたします。本日は、法務省法務総合研究所の国際協力部と財団法人国際民商事法センターの共催で行わせていただいております。また、財務省の財務総合政策研究所から後援を頂いております。両機関に対しまして、改めて感謝申し上げます。それでは、続きまして司会者の方から発表者の略歴等を簡単に御紹介いたします。

○司会者 最初の発表者はタン・ヌエさんです。皆さまのお手元には、発表者の略歴などを記載したパンフレットをお配りしておりますが、私の方から簡単にタン・ヌエさんの経歴について御紹介させてい

たきます。

タン・ヌエさんは、ミャンマーを代表する国立大学であるヤンゴン大学において、かつて法学部長を務められ、現在は弁護士として活動する傍ら、ヤンゴン大学博士課程の教授・監督を担当されています。また、法学部長時代には学生寮で寮母を務められており、まさに「ミャンマー法律界の母」という存在であります。専門はビジネス法を始めてとして、会社法、土地法、契約法など多岐にわたり、本国では歳入法、行政法、契約法の教科書を多数執筆されております。また、現在はミャンマー人権ワークショップの委員も務めておられ、ミャンマー法律界を代表する重鎮であります。タン・ヌエさんからは、「ミャンマーでのビジネス展開に関する法的枠組み」と題して講演いただきます。大変興味深いお話を聞けるものと期待しています。それではよろしくお願いいたします。

○タン・ヌエ こんにちは。皆さんにお会いできて光栄です。皆さんにミャンマーの会社法についてお話しできる機会を与えられ、大変うれしく思っています。私は、ミャンマーのビジネス環境が、近い将来改善すると期待しています。ミャンマーの会社法の法的枠組みは、現在、多くの改訂がなされている途中にあります。そこで、最初に、ミャンマーの法制度についてお話をさせていただきたいと思えます。

ミャンマーの法制度というのは、コモンローの制度に基づいています。私たちは1948年まで、英国の支配にあり、植民地支配が100年ほど続きました。そして、1962年時点においても、このイギリスのコ

モンローの制度を継続していました。法制度においては、成文法があり、ここでもコモンローの原則、そして、慣習法についても、コモンローがベースになっています。1948年から1962年にわたり、ミャンマーの言語で初めて記録がなされました。それまでは、英語でその法律が書かれていたのですが、ミャンマーの原語が使われたのが1948年です。

1974年に、ミャンマーの社会制度にのっとった形で憲法ができました。そして、1962年以降、社会主義制度が始まり、ビジネスに大きな影響を及ぼしました。全く民間法というものはなく、社会主義的なプログラムにのっとった制度がありました。そして、1962年、すべての会社が国営化され、多くの法が、経済的な変遷の中で公布されました。もともと多くの民間企業を育てていこうという制度がありましたが、こういった法律は1988年になるまで使われませんでした。そして、公共財産保護法、社会主義経済制度は、1988年に放棄されました。1988年になり、ようやく市場中心型経済のシステムが採用されたわけです。ということで、ミャンマーがようやく、民主主義的な憲法の考えに基づき、1962年前にあった民間企業の法律を刷新していこうという考え方が出てきたわけです。例えば、契約であるとか、そのほかの銀行法等は、廃止されるということがありました。しかし、ようやく1988年になり、経済に向けてとられた措置が始まっていくわけです。

まず、1988年に公布された、外国投資法です。多くの昔の法律を改定し、これが、1988年から2011年まで、経済が開かれ、外国投資を促進するために法律も整えられていくわけですが、政治的な事情のために、経済はそれほど発展しませんでした。しかし、2011年に発足した民主主義政府の方針により、経済はさらに開かれました。法的枠組みは、イギリス植民地時代のコモンローに基づいており、国の情勢に合わせてそれを補完し、1988年から経済を発展させる措置が取られていましたが、2011年になって

ようやく、政治的変革が行われたために世界中の人々がミャンマーに注目するようになったのです。これが、経済的な開発という観点で変わってきた状況の説明です。これはミャンマーの法律制定です。1954年までに、ビルマ法典第1巻から第13巻が施行されました。このビルマ法典の中には、英語で公布されているものがほとんどです。そして、1954年、ビルマ法典以降、毎年毎年ミャンマーの制定法の記録が続いていきます。

そして、1962年から1974年は、ようやく革命評議会の時代になり、ここで制定法が3巻出てきます。

1974年から1988年は、社会主義の時代でした。そこでもやはり、制定法が幾つか出てきています。ただ、ここには英語のものはありません。1988年まで、英語のものはありません。

1988年以降は、また制定法の記録があります。ここでビルマ語、それから英語、両方出てきています。1988年から2011年です。英語でも法が公布されることになったわけです。そして、議会在公布を行い、2011年、さらに2012年、連邦法が制定されました。そして、新しい法が、特にビジネスの分野において公布されているという現状です。

1988年以降、ミャンマー政府は経済の開放を図ってきました。その主要な法律がミャンマー連邦外国投資法です。これは1988年に出されており、現在も存続しています。そして、新しい法律が、今、議会で審議されているところです。今議会で通過する見通しとなっています。1988年の制定法に伴い、政府が国有企業法を公布しています。それに続き、ミャンマー国民投資法が公布され、こうした国際的な貿易関係を支持するために、1990年に改正法が提出され、公布されています。1988年の、現在も存続している法律について、お話しておきたいと思います。

1988年から現在に至るまで、様々な経済の変遷が起きました。ミャンマーでは1988年の制定法に基づき、2種類の投資が可能です。一つめは、100%外

資所有による投資です。非常に限られた分野では個人事業主、パートナーシップ、有限会社という形をとることも可能です。ミャンマーには公開会社、公開企業は存在しません。ほとんどの場合、外国企業の支店・支社が多くを占めています。こちらは100%外資出資による投資です。そして、二つめは、有限会社の形式による合弁企業の設定です。この場合、外資の出資比率は最低35%とされています。この合弁企業の設定に当たっては、1950年の特別会社法、そして1914年制定の会社法に従うものとされています。そして、1988年の投資法第7条に基づき、外国投資委員会が設立され、外国投資の手続なども定められています。

さらに、ミャンマー国民投資法が公布され、ミャンマー投資委員会によって行われています。この委員会は、ミャンマーにおける投資において、非常に重要な役割を担っています。1922年の法律は、ミャンマーへの投資に関心を持っている多くの外国投資家からの批判を受けました。1922年の法律によると、外国人投資家がミャンマーに投資するには、ミャンマー投資委員会の許可を得ることが必要でしたが、当時、貿易協議会が、その委員会の上に置かれていました。つまり、法律上はミャンマー投資委員会が、外国投資に関する最高の権限を有するとされていましたが、貿易協議会が法律よりも優先されたのです。しかし、現在では、地位が逆転し、投資委員会が最高権威になりました。このように、外資を受け入れるシステム、体制も大きく変わってきました。1988年に外国投資法が制定されました。そして、外国投資家から、ミャンマーの投資に関して、別の批判が上がりました。これは、その法律に基づくと、たくさんの制約を課せられてしまうということがあったからです。つまり、手続的な制約が多過ぎるといった批判があったわけですが。時間がかかり過ぎる、あるいは、投資委員会であるのは間違いないが、どこにコンタクトするのか分かりにくいといった批判

が出てきました。ミャンマーにおいてビジネスを行うに当たり、いろいろな省庁に出向き、許可等をとる必要があったわけですが、現在では、システム自体が変わってきました。ミャンマーに投資をする際に、ミャンマー投資委員会が、その申請書を受け取ります。例えば水曜日に提出すると、金曜日に協議を行い、監督官庁なども交えて協議を行います。今は、ワンステップでそうした許認可がとれるようなシステムになっています。投資法は、1988年に制定されましたが、法の運用の仕方が変わってきています。手続的に、また、システムも、より投資家にとって使いやすいものになっています。ですから、従前に比べ、ミャンマーに投資を行うことが、手続上、非常に簡便になってきているということが言えると思います。

そして、国有企業法の目的は、国民企業のビジネスを監督するもので、12項目あります。この12項目は、政府のみが行うことが認められている経済活動です。

そして、それに加え、例外が定められているのは、特別会社法です。この分野においては、政府との間で、合弁企業を設定することで、規制対象になっている12の分野でも、例えば、鉱山の採掘や、輸送といった分野は、外国からの投資を行い、そこで事業を営むことが認められています。この場合には、ミャンマー特別会社法が適用されます。

そして、ミャンマー金融機関法が1990年に定められています。経済の門戸開放が行われた後、金融機関に関するミャンマーの法律が設けられています。保険・金融機関等の監督を行うための法律です。セクター別に新しい法律が定められています。それによって、セクターごとの監督、また、事業の展開が容易に行えるようにしています。

一つには、天然資源の分野です。漁業、そして海洋生産物に係る法です。これには、淡水における養殖業等についての各法が定められています。それか

ら、森林法です。この森林法に基づいて、木材の伐採などが行われます。また、鉱山業に関して規制しているのが、鉱山法です。海洋産物等の養殖等については、それに特定した法律があり、ミャンマー真珠法、宝石法、さらに、銀行法といったものも定められています。この銀行法は、銀行業のみを規制するものですが、今日に至るまで、ミャンマー外国為替銀行（MFTP）及びミャンマー国民銀行、この2行のみが外為業を行っており、ミャンマーとビジネスをするためには、外為業務は、ミャンマー外国為替銀行、若しくはミャンマー国民銀行を利用しなければいけません。

また、これ以外にもほかに4つの民間銀行があり、その4行もまた、外国為替業務を行うことが基本的には認められています。現在使われている「チャット」という通貨は、外貨だ換券というシステムをとっています。政府も、FECと呼ばれる、為替のある程度の自由化を行っていますが、いわゆるブラックマーケットレートに近いレートで取引されているというのが実情です。公式のレートは、以前は、米ドル1ドルに対して6チャットという交換比率でしたが、世界のほかの国の動向なども見まして、現在では、政府は、自由な為替レートも認めるに至っており、1ドルに対して800チャットといったレートが認められています。そして、FECシステム、いわゆる、外貨だ換券システムというのが存在していますが、これを政府は廃止をしようと試みています。FECに関しては交換レートがUSドルに同等です。1ドルに対して1FECです。しかし、政府は、こういったシステムを近い将来なくしていこうと、取り組んでいます。

さて、続いては、ミャンマー保険法です。ミャンマーにおける各活動について、カバーしています。これは、外国投資家には認められている分野ではありません。現状は、まだ認められていません。ビジネス環境を見ていると、ミャンマーの税制は、商

業税あるいは資源税、また、国税ですが、それぞれを分けています。ビジネスマンにとりましては、やはり、法人所得税が一番気になるころだと思いません。1974年制定です。

二つの法が、社会主義時代に定められています。1974年に定められているのが一つ。それから、法人税に関して1978年に制定されていますが、1974年の制定法は、大変に広範な法でした。したがって、1974年の法は、2011年に廃止され、新しい法に変わっています。現在では、法人所得税は、一つに統一されています。この法人所得税法は、現在の状況に照らして、適切であるとは思えません。1974年の法律は、社会主義時代のものですから、そうした情勢を反映しているわけです。その項目は、現在の状況にそぐわなくなっているところが多いと考えられます。1992年に至るまで、1922年制定法がありました。こちらが1992年に廃止をされています。これは、関税法です。

そして、関税について見ますと、ミャンマーにおいては、1878年英国統治下で制定された法で、こちらが採用されていました。そして、商業税法は、1990年に制定、そして2011年に改正が行われています。そして、タリフ法ということでの関税を定めるもうひとつの法律もあります。さらに、様々な文書の提出については、印紙税法が定められています。こちらでも2012年に改正が行われています。通貨の価値が変動していますので、それに伴い、法の改正が行われています。それから、1990年に制定された法、そして2011年/5号としていますのが、現行の法律です。

そして、税制に関する法律は、多くのものが改正されています。こちらにお示しをしておいで。1974年の所得税法です。外国人投資家にとって、1974年の制定法に基づき、二つのカテゴリーに分かれています。

まず一つ目が、非居住者外国人、そして居住者と

しての外国人という地位です。居住者外国人にとっては、その者、あるいは会社が、ミャンマーに 185 日以上居住をしている場合、居住者とみなされます。この居住者外国人、そして、外国法人に関しては、35%の所得税率が適用されます。そして、非居住者に対しては、35%~50%の所得税率が適用されます。居住外国人というのは、185 日以上、ミャンマー国内に居住をしている者ということです。また、商業税法は、これは動産・不動産等の取引に係るものです。こちらにも改正されています。そして、1992 年関税定率法では、ミャンマーから輸出される物品、またミャンマーに輸入される物品に係るものです。これは、先ほどの関税とはまた別に課せられるものです。

そして、もう一つ、情報として共有したいものがありますが、二重課税防止協定を英国と結んでおります。さらに、インド、シンガポールとも結んでおります。そのほかの国とも結んでおります。ミャンマーとも二重課税防止協定を結んでおります。

さて、知的所有権に目を向けてみたいと思います。外国投資家という観点から見ますと、投資家の方々がお知りになりたいことの一つに、知財についてはどうなのか、ということがあると思います。ミャンマーには、まだ制定法としての特許法は存在していませんが、しかし、コモンローの制度に基づいて、運用はされています。そして、この判例慣習に基づき、この原理に基づいて、知的財産、知的所有権の保護を行うというシステム自体は、存在しているわけです。

この特許意匠法は、既に廃棄されており、現在あるのが、ミャンマーの著作権法です。多くのケースで、この著作権法が運用されています。フィルムやビデオ、映画です。いいビジネスがあるわけですが、多くの係争があります。そして、裁判に持ち込まれるこういった係争が日増しに増えています。

科学技術開発法ですが、ここでは 1994 年、科学技

術開発法と名づけられた新しい法律が出てきました。また、テレビ・ビデオ法というのがあります。そして、コンピュータ科学開発法もあります。これも著作権に関するものです。

さらには、知財に関する法律に鑑み、ミャンマーは、WIPO (World Intellectual Property Organization) のメンバーに入っていることを申し上げたいと思います。世界の知財を守っていく、そうした組織のメンバーでありますし、また WTO (World Trade Organization) のメンバーでもあります。そして、さらにアジアのこの IP に関してのフレームワークのメンバーでもあります。ですから、確かに法律が、まだ公布されていないとはいえ、コミットメントはあるということです。ミャンマーでは、この IP の法律を 2013 年にきちんと整理していく、そして公布するということです。既に、ドラフトは進んでおり、この法律を確かに公布していくということです。その後、皆さま方の権利を守っていくことでしょう。私たちには、まだ IP 法がなく、まだそのオフィスも建っていないので、やらなければいけないことが山積しています。この登録に関しては、たくさんのごとをしなければなりません。

また、司法的な面での保護ですが、多くの場合、例えばトレードマークや、特許を守ることに対しての侵害に関して、まだまだ大きな問題があります。IP 法の侵害に関しては、裁判、司法制度というのをきっちりとその法律に基づいて守っていかなければならないということがあります。

また、その他にも多くの法律が用意されています。マネーロンダリングに関してもそうです。テレビ・ビデオ法もそうです。こういったことがすべて IP の侵害にもかかわってきます。また、会社法もあります。そして登録や、トレードマーク等々について、包括的な取組みとして進んでいかなければならないものです。

既成の法律、これは労働法です。労働法に関して

は、20以上の法律が用意されています。例えば、雇用法の中には、雇用訓練法があります。そして工場法もあります。工場法は1951年、これはその当時、最も重要な法律でした。つまり、外国投資家がミャンマーに対し、投資をするとき、とても重要な法律という位置づけです。この工場法に従って、工場を建てていくこととなります。また環境保護法、あるいは人権であるとか、そういったものが盛り込まれているということであり、ILOのスタンダードに合致した形で改正されています。

そしてまた、最低賃金法が1949年に公布されています。これは、新しい法律にとってかわるということで、新法の法案が既に発効済みで、国会を通りました。この新しい法案というのは、特に貧困のエリアにかかわっていますが、あらゆるタイプのビジネスを網羅します。

そして、1954年には社会保障法が出ました。この社会保障法はあらゆる労働者をカバーし、社会福祉や医療、給付などを定めています。受けられる利益は限られていましたが、当時の労働者にとっては有益なものでした。工場の労働者などにとって社会保障が保障されるようになったからです。国民全員が社会福祉を享受すべきものであるという考えの下で1954年に改正された社会保障法は、国民のための福祉内容を充実したのです。この法律の成立には、政府、労働者、そして雇用者が貢献しました。今後、社会福祉のためのファンドを増資していく予定です。

それから、店舗事業所法が1951年に公布されました。店舗を設立するための法律で、店舗に関しては、公式の就業年齢が18歳から13歳まで下げられました。しかし、人権上、「就業するには、きちんと教育を受けた上で就業しなければならない」という条件があります。1929年、取引紛争法、そして1923年、労災補償法であります。これは植民地時代のものです。取引の紛争がありました。

私たちは国連のメンバー、そしてILO条約のメンバーでもあります。二つの主たるコンベンションに参加している国です。そのほかにも、17のコンベンションがあり、そこにも参加しています。労働者を守るものであり、また、こういった法は、ILO条約に準ずるものとなっています。また、最近になり、多くの人々が海外で働くことがあり、海外雇用に関する法律ができました。そして、最近ですが、労働機関法を公布しました。これは連邦法2011/7号、ILO条約に準ずるものとなっています。

さて、運送に移ります。海上と、それから航空運送に関してです。

まず、ミャンマーの海上貨物輸送法ですが、プロトコルは、1924年のハーグ条約に基づくものでした。1924年生まれです。

そして航空運送に関しては、1929年の旧ワルシャワ条約に批准しています。また、新しいワルシャワ条約にも参加いたしました。この航空運送は、そのほかの国との協働でなければ実現するものではありません。ですので、国際的な航空法に基づいていこうという動きが強まっています。

さて、陸上運送です。すなわち、近隣諸国との関わりということになりますが、複合一貫輸送ということで、ヨーロッパ、あるいはEUの国とは違いますが、同じように、複合一貫輸送に関する法律が求められます。ミャンマーには、経済特区に関する法律があります。ミャンマーの南部に、遠洋港をつくり、複合一貫輸送システムにより海上輸送や、陸上運送を用い、中国等に輸送する予定です。タイ、ミャンマー、そして中国、インドなど近隣諸国と結ぶ幹線道路を整備中です。それができれば、多くの企業がこの輸送システムを使っていくことになるでしょう。ASEAN協定でも複合一貫輸送について定めており、例えば、タイから複合一貫輸送を使って、いろいろな国に輸送されます。輸送関係の法律ですが、貿易量が増えるにつれて、複合一貫輸送に関す

る法律が必要になります。といいますのも、貨物が損害を受けた場合、それがどこで発生したのか、そして、どの国のどの法律をそれに適用するかなど、複合一貫輸送に関する法律について地域内で合意しなければなりません。

ミャンマーの会社法ですが、1914年に公布されています。ミャンマーでは、まだこの会社法を使っています。この改定は非常に少なく、1961年、あるいは1958年のみでありました。もちろん重要な条項が入っています。様々な会社の設立手続の要素が網羅されています。例えば会社を登録する場合には、規約や定款が必要ですし、またビルマ語と、それから英語で申請をしなければいけません。そして、こういった書類、あるいは文書というのは、署名だけではなく、公証人を通して申請をしなければなりません。ですので、特にこの覚書、規約や定款、そこにはディレクターの名前、そして会社の活動、これが会社法にのっとって申請されなければならないということです。また、海外からの投資家や、合弁会社にも適用され、これが必要です。

また、会社の経営には、多くのインターナショナルな規則が出てきます。またAGM（年次株主総会）で財務諸表等、監査を受けて提出するということです。特に企業の違反、犯罪等においては、罰則規定は設けられておりません。私の調査研究によりますと、国によっては特別な条項が設けられており、財産違反、経済違反については犯罪として、例えば英国などで見られ、罰せられるということですが、我々はまだ古い法律を運用していますので、そういった条項は設けられていません。こちらは刑法の対象となります。もし、そういった犯罪が起こった場合は、1960年、インド刑法が設けられており、そちらをミャンマーでも準用しています。もとなつているのはインド刑法ですが、ミャンマー議会において、多くの項目についての改正が行われています。

企業を会社で設立をするということは、様々な形

態をとることができます。個人事業として事業を開始することもできますが、パートナーシップという選択肢もあります。ミャンマーでも、公開企業、参画ができるということになっていきますので、歓迎されています。これは、一つ大きな変更だと思います。パートナーシップ法は1932年に制定されました。こちら、コモンローをベースにしています。これはパートナーシップの設立というのが、両者の契約においてなされるものであるということが定められています。そして、各当事者は共同し、連帯して、その企業の活動に責任を負うとされています。

そして、パートナーが特に責任を負うべきものは、そうした企業のパートナーシップの資金においてです。これも契約に基づいて設立することができます。しかし、パートナーは各当事者が企業に対して、共同して、連帯して責任を負いますので、こうしたこの条項に関し、いろいろなケースが見られますが、3人がパートナーとして一緒に仕事をし、2人がいなくなり、1人になったとしても、給与を得て、従事しただけであるという、責を免れようとしても、それは通らないということになります。

このパートナーシップに関しての一番重要なポイントは、ワンマンカンパニー（一人会社）というのが認められていないということです。パートナーシップでなければならないということです。そして、私も調査をしたことがあるのですが、他国においては、ワンマンカンパニーの法人登記が可能である国もありますが、ミャンマーではそれはできません。パートナーシップでなければならないということです。そして1人の当事者をもってパートナーと称することはできません。またパートナーの持分、これを1人で100%持つことは認められていないわけです。ですから、当事者が1人の場合、それは企業、会社とはみなされないというのがミャンマーにおける法の解釈です。

会社を買収するという事も考えられますが、や

はりその場合も2人以上の株主、若しくは、パートナーがいなければなりません。定款を変更して、その買収した企業に対して適用するという事はできませんが、そういった場合も、ワンマンカンパニーということは認められておりません。パートナーシップ、2人以上のパートナー、若しくは、株主が必要です。

さて、仲裁法に参りましょう。仲裁法は1944年に公布されています。この法は、ミャンマーで現在も用いられていますが、我々は、1923年の外国仲裁に関する条約を批准しています。しかし、1958年のニューヨーク条約は批准していません。これが問題になっています。ほかの国々は、この1958年の条約を批准しています。よって、ミャンマーが他の国々との間において、この条約に基づいて仲裁等に入ることができないという問題があります。現在、政府として、この1958年条約の批准国になるべく鋭意努力をしているところではあります。

外国の法廷、あるいは、外国の仲裁法廷でこれが実施された場合、我々には判例がないということです。ミャンマーが仲裁を望んだとしても、それはかなわないということになります。というのも、例えば輸出会社、輸出企業等に関し、そうした外国仲裁の適用がないということです。したがって、貿易の場合であれば、買手などに対して仲裁を求めたとしても、現状、この条約を批准していないという状況が足かせとなって仲裁が求められないということがあります。この条約を批准するべく、早急に動かなければならないと考えています。WTOには加入しているわけですが、すべてのミャンマーで行われる契約において、ミャンマー国内の契約がすべて政府との間で結ばれるもの、また政府によってなされるもの、こういった条項においては、紛争が発生し、友好的に解決することができない場合、ミャンマー連邦の仲裁法廷によって、解決を求め、そして、仲裁によって解決が見られない場合は、仲裁人によっ

て裁定者が任命されます。その仲裁者によって手続を踏んで、最終的な解決策が提示されることとなります。これは1944年制定のミャンマー仲裁法及びその改正法に基づいて仲裁が行われることとなります。こうした仲裁法の条項があるということを契約にあらかじめうたっておく必要があります。そのほかの条項がなければ、政府が認めるその他の特殊な条項等がある場合を除き、こういった仲裁法についての言及を契約の中でしておく必要があります。司法局等によって、その他の仲裁の手続等がとられることもあります。基本的には仲裁法の適用ということになります。

これは、今後変わっていく可能性もありますが、どう変わっていくかということとは分かりません。これまでの前例を見ますと、仲裁法が適用になり、1人ないしは2人の仲裁人によって仲裁の手続を踏むという過程を経て、仮に解決に至らない場合、最終的には裁判所の判断がなされるということになります。これは裁判所の最終的な確定判断がおりると、裁判所の判断に明らかな誤りがある場合、あるいは法律に鑑みて適切ではないといった場合、その場合にも仲裁の過程を踏むということになります。1923年のジュネーブ条約を批准しています。

そして、国土法です。これはミャンマーにおきましては、基本的に、土地はすべて国有になります。しかし、外国人の投資家は土地所有権を得ることが可能です。つまり、土地の使用を求めるとすれば、土地所有権を求めるといことです。所有権ではありません。そして使用権を得るといこと、これは政府、若しくは政府により認可を受けた民間人から使用権を得るといことになります。その民間人の所有者から土地を借り受けた場合においても、政府に対して通知をする必要があります。また、賃借をする政府、若しくは民間人から土地を賃借するといことは、政府、あるいは政府機関との合弁企業の場合、こうした土地所有権が政府により付与される

こととなります。自動的に使用権が付与されます。

それでは、結論に入りたいと思いますが、これまで申したことをまとめていきたいと思えます。ミャンマーの経済は、現状において、現在、新しい経済政策の下で展開を続け、発展を続けています。また、それに伴って法制度、法の改正も行われており、さらに多くの法が導入されて、法制度の充実が迅速に行われています。特に、1988年以降、民間部門の促進ということが中心に行われています。この部分の発展というのは、非常にスムーズに、そして迅速に行われてきたと考えられます。非常に今、ミャンマーの経済は、外国に対して門戸が開かれており、外国人投資家からの投資も非常に歓迎されています。それに対応するかのように、多くの国から、多くの外国人投資家がミャンマーに対する投資を行い、また検討をしています。

幾つか重要な法律について解説をしてみました。まだ不正競争防止法等などについては、整備されておられません。知財については、著作権法は存在していますが、それ以外については、知財に関する規制法はありません。しかし、実際の運用として知財の保護をかけるために、コモンローが適用されています。このIPO、すなわち知的財産権局といったものは存在していませんので、これまでの慣習に基づいて、保護を行うということです。そして、先ほど来申し上げていますように、1958年のニューヨーク条約に批准をする必要があり、また、外国からの投資に関して、民間部門の発展に合わせる形で、法の整備ということにも鋭意努力がなされているわけです。そして、より法制度が充実してくると、さらに今後は、PL法なども整ってきます。不正競争防止法や、知的財産権保護法も整備されてきます。これは今後の動向となってきます。

以上です。ありがとうございました。（拍手）

○司会 タン・ヌエさん、大変興味深いプレゼンテ

ーションをありがとうございました。聴衆の方も非常に関心の高い分野であったらと思います。

それでは、質疑応答に移ります。質問のある方は挙手を頂き、最初に所属と名前を言っていただいでから質問をお願いいたします。御質問のある方、挙手をお願いいたします。

○布井 ミャンマーの法律につきまして、大変幅広い観点からビジネス法についておうかがいし、感謝いたしております。私、一橋大学の布井と申します。

まず、一つお伺いしたいのですが、ミャンマーは、コモンローの国であるということでしたが、このコモンローという制度というのは現在でも生きているというふうに考えてよろしいのでしょうか。そしてまた、コモンローは、かつてのイギリス法が支配するわけですが、今後もこのコモンローの制度は、ミャンマーの主たる法体系として採用され続けていくのでしょうか。すみませんが、お伺いできますでしょうか。

○タン・ヌエ 御質問ありがとうございます。確かに今もコモンローの制度を使っているというふうに申し上げました。基本的な原則は同じですが、細かい点で異なる部分も多々あります。ただ、いわゆる先例拘束性の原則については、コモンローのものと同様の原則をこれまで採用しており、これからも継続していくでしょう。

さて、将来どうなっていくかということなのですが、恐らくこの原則にのっとり、例えばこの法の手続や、仕組み、原則は、将来的にもそのまま続いていくというふうに思います。

○布井 コモンローの国ですと、イギリスの判例が現在でも参考にされるというふうに聞いているのですが、ミャンマーにおいても同じようにイギリスの判例というのが判例法としての地位をまだ保ってい

るのでしょうか。

○タン・ヌエ 私たちは、まず法律、制定法を解釈します。そして、ケースによってはイギリスのコモンローの判例を適用する場合があります。例えば知財事件に関しては、コモンローを適用します。しかし、最近、分野によってはコモンローも変わってきています。例えば、知財権については証拠を使用し、過去の事例を参考にします。ただ、会社のロゴや企業のトレードマークが侵害された場合、侵害内容が同じであっても製品が異なる場合、それを侵害とみなさない判決もありますので、慎重にならなければなりません。しかし、こういった問題がミャンマーで起こった場合には、これはやはり貿易に関する国際的な協定とともに動いていかなければならないということになります。TRIPSなどが、かかわってくると思うのですが。私たちは確かにコモンローを使いますし、そのシステムも使いますが、しかし、それが今現在の世界の組織、いわゆるインターナショナルトレードと差異があるのであれば、私たちは変えていかなければならない。そのコモンローの解釈そのものに関しての姿勢も変えていかなければならないということです。これで御満足いただけましたでしょうか。

○布井 これからより深く勉強させていただきまして、こういう情報を集めて、おっしゃることをさらに理解させていただきたいというふうに住じます。

○金子 大変わかりやすい、すばらしい講義をありがとうございました。私は、神戸大学の研究者で金子と申します。投資法を勉強しております。

今日は、1988年に制定された外資法を中心に、関連する投資家が関心を持つ法領域について御紹介していただいて、大変勉強になりました。私も投資法を勉強する者として、1988年にこの法律ができた

とき、注目しておりまして、日本で紹介などさせていただいたこともございました。ただ、80年代は、日本の投資家は確かに外資法に関心を持って、外資法が魅力的であれば、その国に投資する傾向があったのは事実です。

しかし、それから20年ほど経ちまして、日本の企業もその間いろいろなことを学びました。特に外資法というのが、ほんの入口に過ぎず、投資家にとって、初めて出会う国の法律のほんの入口にすぎないということであり、いったん投資を決めますと、その後様々な国内法に直面していくこととなります。きょうは外資法以外にも、労働法などの、お話も頂き、特に日本の投資家が投資活動で直面する領域としては、それ以外に、会社法についても御紹介がありましたが、現代においては、会社の社会的責任(Corporate Social Responsibility)というようなことで、会社の責任が厳しく問われていく法制度が強化され、あるいは環境法の領域で厳しい制度の強化が進んで、ASEAN 諸国は、どこも進んでおりますし、それから産業政策に関する様々な法制度、特にパフォーマンス義務(Performance Requirement)などと称し、その投資する国の産業政策に投資家がいろいろな面で義務を請け負っていくというような制度もたくさん直面しております。そのような多くの広い意味での投資法について、投資家が関心を持っているのが今の状況であるかと思えます。

そうした意味で、今日は狭い意味の外資法を中心に御紹介いただいた気がしており、これからそういった会社の社会的責任ですとか、環境法とか、そういったより広い法領域について、法制度の改革の見通しがもしおありでしたら、御紹介いただけたらと思いました。

時間も限られていると思えますので、簡単な御紹介をいただけたらと思えます。

○タン・ヌエ 御質問ありがとうございます。非常

にいい点を御質問いただきました。同時に、慎重でなければならない点でもあります。社会環境の問題、これは我々も注目をしていかなければならないところだと思います。環境法は公布をしています。これは今、2012年に公布をされたばかりです。したがって、環境法と外国投資法をリンクさせていかなければならないわけです。そこで私が期待しているところは、何らかの具体的な責任の明確化ということが、この外国投資家とミャンマーとの間で合意に達しなければならぬと思っています。いわゆる企業の社会的責任もそこに入ってくると思いますが、ミャンマーがこれまで目を向けてきたのは、欧米諸国を主に見てまいりました。また欧米諸国からは、人権問題等で注目を集めてきたわけであり、我々は過去の努力によりまして、こうした人権に関する問題について、また、そうした批判をクリアしてきたわけであり、この人権について大きな改善、また前進もしてきたと思っております。したがって、ここに来て外国投資法も完備をしたと。そして社会的な企業の責任ということを含んで、その外国投資について、より広範に対応することができると思います。そして新しい外国投資法の見直しを行い、また改正を行っていかなければならないと考えており、また実際にそうした作業も現在行われているところではあります。

○児玉 北浜法律事務所の弁護士の児玉と申します。きょうは幅広いお話をありがとうございました。

仲裁法についての質問なのですが、課題として仲裁法の改正やニューヨーク条約への加入等は望まれるというお話だったかと思っております。これについては、まだ具体的なスケジュールはでき上がっていないというふうにお聞きしたのですが、そういうことなのか、あるいは何か動きがあるのかという点をうかがいたいのが一つ。

それから、ミャンマーの中でも、今の状況として、

例えばそういう仲裁法の改正であるとか、ニューヨーク条約に対する障害のようなものは何かあるのか、それとも、どんどん進めようという議論なのか、もし御存じでしたら、教えていただけましたら幸いです。

○タン・ヌエ 質問、ありがとうございます。2、3年ぐらい前から、ようやくこのニューヨーク条約のメンバーになろうという動きが出てきました。というのは、2007年に私は、リタイアしたものですから、その前なのですが、政府がいろいろ質問をいたしました。大学もそうですが、ヤンゴン大学の法科大学でいろんな質問が出てきました。政府の方から意見を求められたわけですね。こういった学術・学会から、どういうふうに仲裁法を改定していくべきなのかという意見が求められました。長きにわたって質問があったわけですね。これに関して、例えば1958年条約ですけれども、それほど大きな障害はなかったのですが、国会等で十分な話し合いができたかというのは非常に疑問です。ただ、政府は既に認識をしています。この方向に向かっていかなければならないことは、はっきりしているので、特に国内においても大きな障害はないということです。

○江藤 国際協力部教官の江藤と申します。

私の質問は土地法に関することです。ミャンマーの土地は国有ということをお教えいただきました。土地の使用権を外国投資家が取得できる。もちろん国民も恐らくは土地の所有権は持たず、土地の使用権を取得するというのではないかと予想するわけなのですが、その使用権を取得するにあたり、当然、土地について、不動産の登記制度というのが整っているのではないかと予想しております。そこで、ミャンマーの不動産登記制度について教えていただければと思ひまして、質問をさせていただきました。

○タン・ヌエ 土地登記の制度ですが、これは登記局が執り行っております。これは総務省ですね。土地登記といいますのは、Transfer of Property Act という土地譲渡に係る法律がありますけれども、それによって不動産の譲渡等については登記が要求をされております。これは非常に古い19世紀に定められた法律がもとになっており、改正を経ていますが、あらゆる譲渡等については登記が必要になります。その中にはリースであるとか、担保といったことも含まれるわけでありまして。これは当局によって登記が求められております。そうすることによって、合法的に保護を受けるということが可能になります。

そして、外国人投資家にとってはということですが、外国人投資家としては賃借をすることが可能です。これは政府、若しくは民間の所有者からです。そして、その賃借書、これを登記の対象としていません。賃借契約書を登録しなければなりません。これがミャンマーの登記法によって求められています。

今、外国人投資家が実際に行っていることが、いわゆるBOT (Build Operate and Transfer) という方法がよくとられています。30年とか50年といった期間を切って、外国人投資家が土地の上に建物などを建て、操業を行う。例えば観光業や、ホテル、そういったビジネスを行うわけです。そして、その賃借期間が切れると、その土地を政府に返さなければならないわけです。返却をする義務があります。ですので、外国人投資家は、このような形でBOTという形をとっていることは非常に多いです。

そして登記というのは、この動産・不動産譲渡法に基づいて、登記・登録が求められています。同時に政府に対して申告を行わなければなりません。賃借関係についての報告を行います。規制に基づいて5年単位とか、そういった形での更新は可能です。これでお答えになっていますでしょうか。

○布井 もう一つ、技術的なことで申し訳ないので

すが、先ほど会社法でワンマンカンパニーは認められないということでお話がありましたが、外国人投資家がミャンマーに会社を設立する場合にも、100%独資という形での会社は、現在でも設立はできないというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○タン・ヌエ 100%の子会社、あるいは会社といった場合には、民間の所有ということで、100%個人の事業としてはいいです。ただ、これは会社法にのっとり、外国の投資家が、会社を設立することを条件下で可能です。外国投資家がいわゆる子会社として登録することは、もちろん可能です。例えば、もし企業の株主に、1人でも外国人がいれば、それはもう外国の会社なのです。

○布井 外資系企業の場合は、ワンマンカンパニーでもいいということでしょうか。

○タン・ヌエ いいえ。ミャンマーのシステムでは、1914年の会社法に基づき、法人には、2人以上が必要であるとされています。

○布井 そうですね。外資系企業というと、日本の概念ですと、外国に本拠がある会社ということで、外資系企業がミャンマーに支店を設けるということは多分可能だとは思いますが、外資系企業がミャンマーにサービスエリアを設けるときに、ワンマンカンパニーとして設立することができるかというのが私の正確な質問の趣旨でございます。

○タン・ヌエ ミャンマーでワンマンの会社というのは、個人事業を指します。外資系企業の支店に1人しかいない場合については、私はよく分かりません。例えば、日本の会社から、1人の人が来た場合、ワンマンカンパニーということがあり得るのですか。

○布井 1人でワンマンカンパニーを設立することはできます。でも、ミャンマーでワンマンカンパニーは経営できないというお話がありました。会社というのは最低でも2人いなければならないとおっしゃったと思います。2人、あるいは2人の会社ということができるのかもしれませんが、しかし、事業といった場合には、個人事業、1人から始まるということをおっしゃったのですが、外国投資家が、例えば子会社を設立したいという場合、これはカンパニーという名前を言いますよね。そういった場合にはワンマンカンパニー。1人の外国投資家、1人の外国人が1人で行って、1人の株主で会社を設立したいといった場合、その辺のことは可能かということです。

○タン・ヌエ 非常にいいポイントだと思います。確かに、国際私法がありますが、これはその法律には合致しません。これは、あくまで私の個人的な私見ですが、日本では、1人であれ、2人であれ、会社として登録をします。ミャンマーでは、1人の会社は設立できませんが、まず日本で、あるいはイギリスで、会社として登録されているのであれば、ミャンマーでも受け入れるべきだと思います。ミャンマーでも認識されるべきだと思います。ありがとうございました。(拍手)

(休憩)

○司会 それでは、第1部に続いて、第2部では、ティン・ゾウさんから「ミャンマーにおける司法手続と訴訟手続」と題して講演を頂きます。またティン・ゾウさんからは、時間に余裕があればさらに、「ミャンマーに対する投資について」と題したお話もいただけると聞いています。まず私の方から、ティン・ゾウさんの略歴について簡単に御説明します。ティン・ゾウさんは、本国において約37年間にわ

たって裁判官を務められ、最高裁判所研究国際関係部長として、知的財産権などの分野に関して現地法律家に講義を行っていました。その他、同分野に関する国際セミナーなどに最高裁判所を代表して多数参加された経歴を有していて、刑事訴訟法や民事訴訟法の教科書も執筆されています。現在は弁護士として、企業へのリーガルアドバイスなどに従事しながら、ヤンゴン市内のオフィスでは若手弁護士を対象にして無償で勉強会を開催するなど、ミャンマー若手法曹の育成にも尽力されており、大変人望の厚い方です。今回、タン・ヌエさんとともにティン・ゾウさんをお迎えできたことは、私たちといたしても大変うれしく、また心強く思っているところです。

それでは、前置きはこのくらいにしまして、ティン・ゾウさんのプレゼンテーションをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○ティン・ゾウ こんにちは。私の発表は、ミャンマーの司法制度、そして訴訟の手続についてです。

さて、通常の記事のように、少しミャンマーについて御紹介させていただきたいと思います。スライドを見ていただきたいと思います。

ミャンマー連邦の位置です。東南アジアに位置しています。中国と国境を接しています。また、東南部は、ラオス、タイと国境を接しています。また、西部は、バングラデシュと国境を接しています。南部にはアンダマン海とベンガル湾があります。総国土面積67万6,578平方キロメートルです。スクリーンにあるような形で、森林の面積があります。また、総収穫面積もこちらに書かれてあるとおりです。また、総播種(はしゅ)面積は、1,544万9,850ヘクタールです。人口は、2012年で6000万です。また135に及ぶ民族が存在し、カチン族、カヤ族、カイン族、チン族、モン族、ビルマ族、ラカイン族、シャン族といった民族が住んでいます。

さて、皆さんの多くは、投資に関心を持っておら

れると思います。ミャンマーは、土地、山岳地帯、森林、湿地帯、マングローブ、淡水、海洋資源等、非常に豊かな資源を持っており、広大で豊かな土地、海洋もあります。非常に有望な資源を持っており、魅力的な投資の対象国でしょう。

また、鉱山もあります。特に銀や、シルバー等です。アダバマという場所においてはそうです。それからルビーなどもそうです。私たちの国でのみ採取できるようなミネラルもあります。ですから、こうした鉱山資源、宝石等の資源についても、ビジネスチャンスがあります。そして、例えばダイヤモンド等の輝石だけではなく、銀あるいは、すず、ウォルフラムなどもあります。さらに、土地も豊かで、米、トウモロコシ、キビ、豆類、小麦、たばこ、そしてゴマなどを生産しています。

では、法制度にお話を移したいと思います。私たちの法制度ですが、昔から法的な枠組みはありました。ダマタツという慣習法があります。これは遠い昔から受け継がれてきた慣習的な伝統、しきたりということで、著名な裁判官や学識のある法律家が決定を下します。すなわち、それは基準とする判決理由を収集・編集した、いわばミャンマーのローマ法大全とも言うべき慣習法集であるといえます。私たちは、この慣習法を今も、様々な問題解決に使っています。

このダマタツというのは、いわゆる結婚や、離婚、分割、継承、相続、養子縁組などに関する民事、こういう民法についての法的規則・原則からなっています。法の下での平等に関する平等権、そして仏教の伝統、慣習に基づき、これらの不文律の慣習法が家族問題について今日でも適用されています。

また、ピヤットは、現在の最高裁判所の判例のように、いわゆる裁判所裁判官及び王室議会の民法学者が下す司法決定でした。

イギリスのコモンローの法典のお話が、先ほどありましたが、近年のミャンマーの法制度は、伝統的

なものを遵守していると同時に、コモンローの法典をミックスさせ、統合していった形態をとっているということが言えるかと思います。近年においては、きちんと区別することができるかと思っています。

民法、そしてコモンロー、どちらにしても、自分たちの国にふさわしい形で結合させてきたということが言えるでしょう。ミャンマーは、現在の状況に見合った法律をつくっていくと同時に、それが、当時の慣習法、制定法に基づいて、それらを組み込んで制定されてきていることが言えます。イギリスのコモンローは、非常にいい法であるというふうに思いますし、現在も生きている、フェアな法律であるということが言えるかと思います。これをきちんと適用していくということが重要だと思っています。当時公布された法であったとしても、今現在の状況に適しているわけです。

また、例えばミャンマーの刑法が挙げられます。ミャンマーの刑法ということで、このセクションは、以前のもので非常に似たものです。マレーシアも、インドも、いわゆるイギリスの植民地下にあった国々は、こういった刑法の法律が、今現在も非常に似ています。

セクション 45 というお話をさせていただきたいと思います。この 45 というものも、今現在、いい法律ということで適用しています。こういった成文法はイギリスのコモンローとともに、イギリスの慣習法、制定法に基づいて組み込んでいます。先ほどのお話にもあったように、やはり交渉の余地があります。公平・公正・良心の法則を具現化しているということで、一般法を適用し、適用される制定法が見つからない場合、ミャンマーの裁判所は、公平、公正、良心にのっとり、事件を審判しなければなりません。これは最高裁でも同じです。特に商業の世界においても、こうした制定法が使われています。

制定法に見当たらない、特殊な事件の場合、ミャンマーの一般法を適用します。ミャンマーの一般法

は、イギリスの慣習法に基づいています。そして、ミャンマーの判例法によって形成されたものです。すなわち、最高裁により、解釈が入り、また、こういった方法は、先ほど申し上げたように、公平・公正・良心の法則を具現化しているということです。

公平、公正、良心に沿ってということですが、なぜなのか。確かにこの法律はあるものの、海外の法、例えばイギリスの法律、その他の法律があり、私たち自身の法律がなかった場合、私たちは、それを使うということを意思決定します。例えば契約法などもそうです。契約法を見たときに、私たちは、このような説明をそこに適用します。こういった法、すなわち主にイギリス、そしてインドの法律、あるいは少数ではありますが、ミャンマーの法律があり、これらは、いい法律として、私たちは、適用しようとしています。これは仲裁というわけではありません。具体的に公平で、公正で、良心に沿って、自由に、かつ達にその法律を使っていくということであり、適用し得る慣例、一般法が見つからない場合には、公平、公正、そして良心に沿って事件を審判しなければならぬということです。

さて、どのようにこの制度が発展してきたかということ。独立した後、最高裁判所と高等裁判所が設立されました。それは1948年でした。また、1962年3月2日、革命評議会が主権を引き継ぎ、臨時政権、革命評議会が1962年に政権をとりました。そこから社会主義制度へと移行していきます。大体このころに社会主義制度ができ、そして革命評議会により、最高裁判所、そして高等裁判所が廃止されました。そのかわりに首席裁判所（Chief Court）が設けられました。そして1934年の憲法に基づき、中央裁判所、州・管区裁判所、また郡区裁判所、村落裁判所が設立されました。ここで判事を務めたのが、法曹者ではなく社会主義に携わる役人です。法曹者は司法官として、法廷でのコンサルタント的な役割を果たしていました。判事は、権限の中で選択肢が与

えられ、その選択肢の中で恣意的に決定を行っていました。また、裁判における裁判官の構成は、1人の場合と3人で構成する場合があります。このシステムもまた、崩壊することになりました。というのも、法曹の専門家が実際にそこに存在しなかったということで、システム自体も、社会主義の試みとしてなされましたが、結局は崩壊しました。

そして、1988年になり、我々専門家が、裁判官として起用されることになりました。裁判官としての経験は、それまで活かされる機会がなかったが、ようやく実現しました。

そして、1988年9月26日、国家法秩序回復評議会が裁判所法を公布しました。そして、様々な等級の裁判所が設置され、ここに来て、ミャンマー連邦の司法行政が確立したわけです。このときに、最高裁が復活しました。また、州裁判所も復活しました。地区裁判所、管区裁判所、また、その他下級審も再開しました。また、裁判官が、その職に復帰することができなかったのが、1988年です。このような展開を見て、現在に至ります。

そして、2000年になり、この1988年の法が廃止になり、新たな裁判所法が2000年6月27日に公布をされ、このように変わりました。これは、平和発展評議会によって公布をされたものです。しかし、裁判所の構成主体はこれに変わることはなく、従前のシステムが引き継がれました。システム自体は同じで、名称が若干変更されました。

現在のシステムは、ミャンマー政府によって裁判所が設置され、そして議会制度へと移管されました。

そして、現在のミャンマーの司法原則は、2010年に、この新しい司法制度のもと裁判所法が施行されました。そして、ミャンマー連邦共和国としての新しい制度になったわけです。これが現在の司法制度です。裁判所の名称及びその権能については、若干変更されましたが、基本的なシステムは過去から引き継がれたものです。

そして、司法原則も若干変更されています。最新のもの、現在のシステムにおいて、以下のことが定められています。

まず、独立した司法の運営がされること、司法原則その1です。司法が独立していなければならないということが、第一にうたわれています。そして、その2として、公開の法廷で司法は運用されなければならないと。そして抗弁権、控訴権が、法にのっとって認められなければならない。さらに、法治主義を構築する支えとなり、また平和と安定の維持に貢献し、これを司法原則のその4とする。さらに、国民に対する啓発を行い、法の理解と遵守を追求する。これは、国民が法の性質をよく理解し、そしてそれに従うということを実践するものです。また、様々な法の枠組みの中で、各事件について解決・終結させ、また和解するべく、様々な手段を講じること。さらには刑罰を与えるにおいては、道徳的更生を最終的な目的とする、ということもうたわれています。

私は、裁判官としての経験があり、様々な等級の裁判所での経験を積んでおります。様々な等級の法廷が存在していますが、基本的なところは、この司法原則にのっとっています。

また、裁判の手續等においても、双方の当事者に対して、十二分な諮問を行い、質問を投げ、そしてこのルールに沿って、そうした裁判の手續を確実に踏んでいくということを行っています。そうすることによって、可能な限り和解等を通じて、当事者が自らの意思で解決に臨めるような、そのような方向で司法の手續を進めます。法的に正しいかどうかという事は別にして、やはり法の精神として、そのような手續を追求するということが求められると考えられます。これこそが、こうした司法制度が設置されることによって、我々に与えられた権能であり、また課せられた義務であると考えています。

様々な原則がありますが、そのすべてをここに書

くことはできませんが、もう一つ言うべきは、いかなる刑法も、遡及的効力は有しない、罪刑法定主義をとっています。また、罪を犯した者は、犯行時に存在する法によってのみ罪に問われます。更に、当該法の下で適用され得る刑罰以上の判決を受けることはない、ということです。また有罪にせよ、無罪にせよ、判決をいったん管轄裁判所より受けた者は、上級審でそれが覆され、再審が命じられた場合を除き、その有罪・無罪判決が変わることはない、ということです。有罪の場合は罪を免れ得ない、ということです。有罪の場合、再審の道が開かれ、再審によってのみ下級審の判断が変わることがありますが、それ以外において罪を免れる、判断が変わることはない、ということも原則の一つです。

さて、この司法制度は、憲法により設置されています。そして最新の憲法、2008年憲法に基づいていますが、それにより、連邦最高裁判所、州・管区高等裁判所、また、自治区においても地区裁判所が設けられています。また、そのほか県裁判所、地区裁判所、郡裁判所、その他下級裁判所が設置されています。

これは2008年、憲法にのっとって設けられています。また、臨時法廷が存在しましたが、現在はありません。また、連邦憲法裁判所が存在します。これは、何らかの憲法に関わる紛争が上がってきたときに、こういう連邦憲法裁判所に持ち込まれます。そして審理が行われます。

現在の司法制度の中で、最も高位にある裁判所は、もちろん最高裁判所です。そして、その下に來るのが管区、あるいは州の高等裁判所です。管区及び、州それぞれが高等裁判所を持っています。さらに、その下に自治区裁判所、自治管区裁判所、地方裁判所。自治区、自治管区とは、管轄として同じ等級に属します。そして郡区裁判所があり、そのほか法により設置された裁判所というものも存在します。

こちらに、チャートにまとめました。裁判所の任

務における裁判所の形態は、郡区裁判所が、一番下です。そのほかに特殊法廷、特殊裁判所、少年法廷があります。これは少年犯罪のみの審理を行います。他の裁判所が少年犯罪を裁くということではできません。この少年法廷が、また別の特別法廷として国により設けられました。また、もう一つが、条例等、地方自治体が定める規則に違反をした場合、それを裁くところがあり、また、交通事故等、道路交通法違反を扱う法廷があります。これは道路交通法の違反、そのケースのみを扱います。これは民事や、深刻なケース、例えば、誰かが車に撥ねられ死亡したとか、そういったケースは、この法廷では扱いません。手続上の、形式上の問題のみを審理するというのが、道交法違反特別法廷です。

それでは、最高裁判所を見てまいりましょう。比較的最近になって確立されたということですが、もともと、昔も最高裁判所はありましたが、現在のものは少し違っています。連邦最高裁判所は、先ほど申しましたが、ミャンマーの司法制度の最高峰に位置しています。裁判官は最低でも7名、最大11名からなります。この中には裁判長を含みます。7名から11名の体制で審理が行われます。

最高裁の管轄は最上級控訴審です。さらに上訴・再審も扱うものです。第一審になるものとしては、必要な場合、第一審管轄権も有します。また例えば海事事件の審理、これは最高裁のみが第一審となることが認められています。また二国間条約に起因する事件、あるいは連邦政府との間で、又は地域・州政府等々の間の紛争については、最高裁が第一審裁判所です。また、そのほか、各地方自治体の間での紛争も最高裁の管轄権で、専権となります。これは、連邦政府と各州政府や、あるいは連邦のテリトリーと呼ばれている地域との間での紛争や、また海賊行為や、犯罪の中でも公海・公空上で犯された犯罪、また陸上・公海・国際区域で国際法に反して犯された犯罪、こちらも最高裁の専権事項です。また、法

に定めるその他事件、これも最高裁の専権事項として扱われます。

当然、大もとは、憲法の定めに従っているわけです。また、その他の関連法の定めに従って、最高裁は、以下のもとに管轄権を有しています。例えば、判断が下級審でなされ、高等裁判所等でなされたものに対して、不服をもって上訴する場合、また命令・通達等も含め、それに対する異議がある場合は、最高裁に持ち込まれます。さらに、再審も最高裁においてのみ行われます。何か下級審での判断に不服がある場合、最高裁に持ち込み、再審するということになります。

また、連邦最高裁判所は、死刑判決に対する上訴を承認する管轄権を有します。また、自らの決定によって事件を最高裁に移管する事件、裁判所から他の裁判所への、事件の移管に関する管轄権です。また、下記の項目についての権限も有します。人身保護令状、職務執行令状、禁止令状、権限開示令状、そしてまた、移送命令書です。緊急事態が宣言された地域における令状発行請求については、連邦最高裁判所がこれを行うものとされています。このような状況の発生時、すなわち戦争時、外国の侵略時、そして暴動時、公共の安全のために必要な場合を除いて、連邦法第377条に含まれる権利を請求する権利は、連邦最高裁判所に留保されていません。

職務と職権は、こちらに書かれてあるとおりです。連邦最高裁判所は、記録裁判所でもある上級審であり、連邦のすべての裁判所に対する監督権限を有し、その決定はすべての裁判所を拘束します。第一審管轄権を行使する最高裁判所によって、最終的かつ決定的に裁定された事件、又はいずれかの裁判所の最終的かつ決定的判決に対して、最高裁判所は最終的かつ決定的に裁定した事件については、特別上訴裁判官団が裁判手続に沿って特別上告を認めた場合において、当該特別上訴裁判官団による再審問、そして再審理を受けることができます。裁判所は、最高

裁判所が決定をしたとしても、この再審問、再審理を受けることができるということです。当該特別上訴裁判官団は、裁判長を含め合計3名の裁判官によって構成されます。チーフと、それから2名、その他です。

刑事・民事事件において、本質的な問題が生じた場合にのみ、最高裁判所は当該上訴について休廷させることで干渉するものとします。特別上訴裁判官団による決定は、最終的かつ決定的です。そして、このような作業は、年次報告書の中で公開されます。

ということで、連邦にあるすべての裁判所を監督し、管区・州高等裁判所、自治管区裁判所、自治区裁判所、県裁判所の重要事件の審判について、複数の裁判官で構成される裁判官団を通して指図することができます。また、定められた手順に基づいて連邦議会に司法関連法案を提出する権利を、最高裁判所は有します。

さて、最高裁判所職員の任命は、最高裁判所長官が、連邦議会が規定する規則や、あるいは規制に従って、裁判の実施及び連邦最高裁判所に付与されたすべての権限、職権の正当な行使に必要と判断される員数の書記官、及びほかの司法官を任命することができます。

さて、高等裁判所です。管区又は州の高等裁判所は、2010年の裁判所法に基づいて設立されました。構成は、最少3名から最大7名の裁判官を管区又は州の高等裁判所裁判官に任命することができます。管区・州の高等裁判所の首席裁判官を含めます。首席裁判所もこの中に入ります。首席裁判官が入りません。

大統領は、連邦最高裁判所長官と連携し、関係管区又は、州の市長と連携し、憲法310条及び本法律の第48条に掲げます資格を満たす人物を当該管区州議会の承認を得た上で、関連管区・州の高等裁判所長官に任命します。また大統領は、管区、又は州が、連邦最高裁判所長官と連携調整する人物であり、

憲法第310条及び本法律の第48条に掲げる資格を満たすものを当該管区・州議会の承認を得た上で、同管区又は州が高等裁判所裁判官に任命するものとします。

管轄権です。管区・州の高等裁判所は、法にもとづいて管轄権を有する。まず、第一審事件の審判、控訴事件の審判、再審事件の審判、いずれかの法に規定の事件の審判です。そして、管区・州の管轄権の範囲内において、自らの決定により高等裁判所に移管する事件の審判、いずれかの裁判所から、他の裁判所へ移管する事件の審判、また、第一審管轄権、民事訴訟第一審における無制限の金銭請求訴訟に対する管轄権です。すべてのこの民事のケースが管轄権です。管区、又は州の高等裁判所は、管轄権を行使するに当たり、管区、又は州の高等裁判所長官によって決定される裁判官、又は複数の裁判官で構成される裁判官団により事件を審判することができます。ですから、裁判官唯一1人、あるいは複数の裁判官で構成される裁判官団によって事件を審判します。

さて、先ほども申し上げました、自治管区、自治区の裁判所、管区裁判所、これはすべて同じレベルということです。ただ、名前は違います。自治管区なのか、自治区なのかということです。いずれにしても、これはすべて District Court (県裁判所) という位置づけでした。しかし、今は三つ、名前だけが変わったわけです。レベル、管轄権はすべて同じです。自治管区及び、自治区の地区裁判所は、裁判所法に基づいて、2010年に設置されます。連邦最高裁判所は、すべての管轄裁判所に管区裁判官を任命することができます。また、連邦最高裁判所は、仕事量に応じ、裁判官を任命することができます。こうした裁判官は刑事・民事訴訟法の規定に基づき、連邦最高裁判所から裁判権を付与されます。

管轄権です。自治管区及び自治区の裁判官は、刑事訴訟法に基づき第一審刑事管轄権、刑事控訴審管

轄権及び再審管轄権を付与されます。また、民事訴訟法に基づき、第一審民事管轄権、民事控訴審及び再審の管轄権限を与えられます。第一審管轄裁判所として、当該裁判官は重大な刑事事件を審問・裁定することができます。

管区裁判官というのは、最高5億チャットまでの第一審民事訴訟を裁定する請求金額別管轄権を持ちます。管区裁判官補は、最高1億チャットまでの第一審民事訴訟を裁定する請求金額別管轄権を持ちます。

さて、一番下の郡区裁判所です。郡区裁判所は、やはり2010年の裁判所法に基づいて設置されます。すべての郡区裁判所の郡区裁判官は、連邦最高裁判所によって任命されます。その仕事量に応じて最高裁判所は補充郡区裁判官、裁判官補を任命することができます。群区裁判所の仕事量ということです。郡区裁判所は仕事が非常に多いので、裁判官が1人だけでは間に合いません。同じステータスなのです。先ほど申し上げた、郡区裁判所というのは郡のヘッドです。そして、またアシスタントがつきます。いわゆる補充郡区裁判官、裁判官補がつくということです、仕事量に応じて。

また、この郡区裁判官は、裁判の運営責任官です。郡区裁判所のほかの裁判官に、当該裁判所の受理したすべての事件を割り当てる権限を有します。すべての裁判官は割り当てられた事件について、独立した管轄権を有します。割り当てられていない事件については、管轄権は有しません。すなわち、割り当てられた事件についてのみ独立した管轄権を有するわけです。

また、管轄権で郡区裁判所は、大体的場合、第一審管轄裁判所であり、任命される裁判官は、例えば7年以下の懲役の判決を言い渡すことができ、下級裁判官の権限を与えられます。残りの郡区裁判官補は、その下級裁判官の職権に応じた判決を課すことができます。自身の地位によって、特別にその補充

郡区裁判官として、7年以下の懲役の判決の言渡しができ、下級裁判官の権限が与えられるということです。

そしてまた、係争の金額、係争物の価格が1億チャット以下である民事事件の一部については郡区裁判所で裁定されます。郡区裁判所はまた特別に1993年、児童法に基づいて付与される少年管轄権を行使します。先ほど、児童法に基づいた少年管轄権のことを申し上げましたが、郡区裁判所は、郡区それぞれに2つのTownship Courtが必要であると申し上げたのもそうです。やはり児童法に基づいて少年管轄権というのが行使されるということであり、郡区裁判所は、その責任を持つということです。自動的に、郡区裁判所であれば、少年のケースについては、少年管轄権を行使することができます。

ということで、こちらにありますように、郡区裁判官は、最高1,000万チャットまでの請求金額別管轄権が関わる、第一審民事訴訟の審理、そして補充郡区裁判官は最高700万チャットまでの請求金額別管轄権が関わる、第一審民事訴訟の審理、また、郡区裁判官補は最高300万チャットまで、となります。

また、先ほど申しましたように、そのほかの特別裁判所も設けられています。少年犯罪裁判所もその一つです。法秩序回復評議会が児童法を1993年に制定しています。これにより、子供の権利を保護していき、「子どもの権利に関する国連条約」に基づいて制定をされたものです。

そしてミャンマー連邦の司法行政においても、非行少年、少年犯罪者の裁判は、管轄裁判所において、できるだけ迅速に行われるということが期待されています。これは罪の重さによらず、その刑罰はできるだけ温情を持って定めるとしています。これは少年の社会復帰、更生を期してのことです。よって、この罰を与えられた後に、その少年犯罪者が良心を持って、そして自信のある形で社会復帰をなすことができるようにするというのが最終的な目標です。

したがって、少年犯罪、少年裁判所では、当然、死刑判決を出すことはできません。また、懲役刑を越えるものを言い渡すこともできません。

児童法にのっとり、郡区裁判所は、少年裁判所と協議を行いますが、この特別裁判所法廷とは、様々な地区に設けられています。また、場合によっては、青年が裁かれる裁判所と同じ建物内にある少年裁判所というのも存在しています。また、例えば、ヤンゴン市開発区には、20の郡の所轄をする少年裁判所があります。また、マンダレー地区においても少年裁判所が設置されています。さらに、マンダレー市開発区においては5つの郡少年裁判所が設置されています。また、それとは別にこの郡区において、その郡区の裁判所内において、別途、少年裁判所が設けられています。そして、この郡区裁判所においては、郡の裁判官、そして司法官によって司法行政が行われています。

また、先ほどお話をいたしました道路交通法違反に関する審理を行う特別な裁判所、交通違反もあります。この道路交通法を違反した者に対する審理を行うところですが、ヤンゴン市開発区には7カ所、こういった裁判所があり、マンダレー市開発区においては、2箇所あります。また、これは交通規則実行監督委員会と協議の上で審理を行うというのが、この交通ルール違反に対する特別裁判所の審理のやり方です。

それでは、法曹家についてお話をしたいと思えますけれども、ミャンマーでの弁護士は、2種類に分かれます。法廷弁護士（Advocate）と呼ばれる弁護士と、上級弁護士（Higher Grade Pleader）です。法廷弁護士は、最高裁を含めた、すべての裁判所に出廷が認められています。その一方で、上級弁護士は、最高裁以外の裁判所への出廷が認められています。すなわち地区裁判所、州裁判所、郡裁判所といったところにはすべて出廷が認められています。また、国税不服審判を行う裁判所、国税裁判所ですが、こ

ちらにも双方の弁護士、法廷弁護士、上級弁護士ともに出廷が認められています。1997年初め、約6,400名の各地でライセンスを受けた実務法律家が存在をしていましたが、外国人のライセンスを受けた弁護士は、ほとんど存在していませんでした。ミャンマーの実務法律家は、法廷弁護士と上級弁護士から成るわけですが、法廷弁護士は、すべての等級の裁判所に出廷が認められています。その一方で、上級弁護士は、そのライセンスによって認められた裁判所のみ出廷が認められています。すなわち、最高裁への出廷は認められないということです。

こうした弁護士、法廷弁護士や上級弁護士の活動について、1879年の法律実務家法、さらに、1926年の弁護士会法により管理されています。この弁護士会法は、弁護士の規律、行動規範等を律するものです。また、法廷弁護士として実務を行うに当たっての資格認定をすることも、この法がもとになっています。

また、法廷弁護士になるために必要な学歴としては、まず法学部卒業レベル、さらには法学大学院卒業レベル、あるいは、大学院卒登録弁護士証明書を持ち、これプラス3年間にわたる、上級弁護士としての実務経験を必要とします。また、司法官、若しくは裁判官になるためには、この法廷弁護士資格要件を満たす、また公益事業委員会が行う特別試験に合格しなければなりません。法学部卒の学位、あるいは博士号、あるいは登録弁護士資格相当の資格を持つ者というのが必要最低限の条件です。

実務法律家とは、依頼人との協議によって、専門家としての役務提供の手数料を設定することが可能です。万が一、そうした料金等が支払われない場合は、法律実務家といえども法廷に訴えるということが認められています。あるいは逆に、弁護士の過失により何らかの損害が発生した場合には、逆に弁護士が訴えられるということも当然に起こり得ます。

さて、最後に、司法制度の基本的信念をお話しし

で最後にしたいと思います。法に従い審理を行う、そして公正・迅速な審理を行い、手続を踏まえた上で裁判所の健全性と評判の維持に努めるべし、これが基本的な信念です。

以上をもちまして、私のプレゼンテーションを終わりたいと思います。

○司会 本来であれば、ここで講演終了の時間で質疑応答に入るべきところではございますが、せっかくの機会ですので、10分ほど講演を延長いたしまして、現在国会で審議中の外国投資法などについてお話を伺いたいと思います。ティン・ゾウさんは、外国投資法のドラフティングにもかかわっておられます。それでは、お願いいたします。

○ティン・ゾウ 外国投資に関して、ここで簡単に御紹介したいと思います。将来、こういった方向に向かうのかということです。今、審議中の外国投資法について簡単に御紹介したいと思います。

外国投資法の制度は過去の制度と全く変わったものになります。既にそのドラフトが完了しており、今国会で審議中です。2011年3月31日、ティン・セイン大統領が政権をとりました。就任演説の中で「既に独裁政権ではなく、縁故主義は存在しなくなるであろう」と言っています。すなわち、贈収賄は認めないということを明らかに述べています。もちろん、そのためには行うべき作業は、たくさんあります。その中には、法治主義の徹底、また新しい法の制定なども含まれ、既存の法律、経済関係の法律の早急な改正が、喫緊に必要です。

新しい改正法は、今、その審議のプロセスに入っているところです。法律は、以前のものとは大きく変わったものになり、これは民政に移行をしたということを受け、より民主的なものになります。これは、国民の願うところであり、また、政府が国民に約束をしているところでもあります。

新しい憲法が採択されました。そこには、企業の国有化は決して行われることはないということを約束しています。これは、36条(e)、既存の法、現在あるものですが、通貨の廃止、廃貨をしないこと、この2本が、大きな柱として新しい法律の中で、また憲法の中で謳われています。また、法律的に公的な国内外において、企業の活動を阻むものではないと。

ミャンマー国内において事業を営める分野というのは、多岐にわたっています。宝石関係や、鉱物関係、天然ガス等です。不動産等々もその中に含まれており、法的な保護が外国人投資家に対して明確に謳われています。国有化されないこと、それから稼得した外貨は、その送金を認めるものである。また、外貨口座を自由に開設することが可能になり、自由に送金等を行うことが可能である。先ほど1ドルに対して何チャット、というふうにお話ししましたが、こういった自由な送金等ができ、救済処置等も完備されているというのが、現在審議中の新法です。さらに、税の減免等を含めた、優遇措置等も用意されています。

特に、外国投資を促進する上で、投資家に対して税の減免を行うものとし、これは、具体的にサブセクションの(a)にあります。税の減免を外国からの投資に対して行うものであります。そして製品、サービスの提供、また生産をする企業においては、3年間こうした免税の優遇措置を受けられます。新法では、これを5年に延長しますので、ミャンマーに投資していただくと、5年間税金を払わなくてもよいということです。しかし、地元の国内のビジネスマンは30%という法人税を払っているのに、国内的には不評を買っているところもありますが、外国融資、投資を誘致するために、このような優遇措置が用意されているわけです。

また、土地の賃借については、国内の投資家は政府から30年間土地を賃借し、それを50年まで更新

することができますが、外国人は、最初から50年賃借できるように定められました。その後も10年単位で更新でき、更新は2回認められていますので、トータル70年の土地の賃借が可能になります。

こういった政府の考えがあるので、誰も土地所有者だとは言えません。所有ではなく、保持です。土地保持者です。土地所有者は、あくまでも国であり、皆さんは、土地保持者。外国人も法律的に土地を保持できます。以前は賃借することはできず、土地法の規定により借用期間は、1年未満でした。しかし、外国投資に関しては、既存の法律でも賃借できるとされています。しかし、それは、国の所有なので、国からということになります。政府からも、土地の所有者からもリースしてもらうことができます。例えば、私自身も、土地を50年間持つことができているのであれば、それはリースすることができるということです。外国の投資に対しても、実際そういった制限はありませんので、これから皆さんが入ってくるとすれば、これは大きなチャンスになるでしょう。法案には、外国投資を促進する、多くのインセンティブが含まれていますが、それらをすべてここで述べることはできません。まだ公布されていないので、私がそれらを公表する権利はありませんから。実際、私はインセンティブがあり過ぎるのではないかと考えています。ですので、これらをすべて説明するには、時間が足りません。

これは外国投資の改定法です。ミャンマーにおいて、7月4日に法案が出されました。またこれを精査するというプロセスを今行っており、レビューが待たれています。国会の方です。恐らくレビューには時間がかかると思います。そして、大統領は、とにかく実現可能な法律にし、いずれにしても、法、そして規則が必要だと言っています。

ミャンマーの経済特区に関する法律は、既に完了しています。各部門、各事業組織から意見聴取を行った後、議会に提出されます。ミャンマーの経済

のドアが開き、投資家を歓迎するということになります。

また、当初30年間で15年の延長期間が2回であったというこの投資期間は、変更されます。当初50年間で10年の延長期間が2回に変わります。それから、各企業は、少なくとも投資額の35%を投入するか、外国企業の全額出資子会社としてミャンマー国内に設立することにより、ミャンマー国内のパートナーとの合弁事業を設立することができます。これに関しては、心配するものは全くありません。また、しばらくこういった分野、保護されたままの状態が続くと思うので、土地のリースは、政府からも、そしてローカルの方たちからもリースすることができるということになります。外国投資家として、こうした状況があるということです。

ミャンマーへの投資というのは、まだきちんと公布されていない段階ですが、経済状況は以前より好転しているということ、そして巨大な多国籍企業はミャンマーへの投資をしていないとはいえ、辛抱強いアプローチこそ、将来の利益をもたらすということです。米国の制裁は、まだ一ヶ月前に緩和されたばかりですが、少し時間がかかると思います。

○司会 本来であれば質疑応答の時間ではありましたが、外国投資法という皆さんの興味深い分野についてお話をいただけるということでしたので、勝手ながら、質疑応答の時間を多少削らせていただいて、お話を延長させていただきました。

会場の方で、この機会にティン・ゾウさんに御質問のある方、挙手をお願いいたします。

○金子 大変興味深いお話をありがとうございました。私は神戸大学の金子と申します。

手短かに2点、お尋ねしたいと思いますが、一つは、Judicial System についてのスライドの5ページに関係します。裁判官が適用する法令の問題ですが、ミ

ヤンマーにおいて、裁判官はまず制定法を適用するが、それがないときはミャンマーで発達してきた判例法を適用し、それでも根拠が見つからない場合には、ジャッジ自身の Justice というか、Equity による、というお話で、結果として非常に日本に親近性があるように感じました。

といいますのは、日本は ASEAN 諸国に法制度司法改革の協力などをしてまいりましたが、ASEAN の成文法の国々では、日本とかなり様相が違っていて、例えばベトナムなどを引き合いに出しますと、裁判ではあくまでも制定法を適用すると。制定法がなければもう裁判しないようなもので、和解しようとしまして、和解においては柔軟な様々な法を適用するというので、非常に人間的なやり方をしており、日本とは、かなりいろんなところで違い、違和感があります。

そのような感想を持ったことを申しました上でお尋ねいたしますが、ミャンマーの裁判官が裁判において Justice を適用する場合があるといったことでしたが、判決文においても、そういったことも判決中の理由詳しく説明なさるのかということ。また、ミャンマーでは和解等はかなり積極的に行われているのかということです。もう一つは、非常にテクニカルな、簡単なお答えをいただければ十分ですが、この Judicial System に関するスライドの 12 ページに、最高裁の管轄権についての御説明がありました。この中で、(a) に、Bilateral Treaties とありましたので、これの意味について簡単なお尋ねです。これから投資が促進されていくという中で、今、日本とミャンマーで EPA、二国間の投資協定を推進していこうという、BIT のお話がありました。そこで投資家が、政府に対してクレームを申し立てるといった制度なども想定されています。こういったものを最高裁の一審制の手続で処理することを想定しておられるという理解でいいのか、お尋ねしたいと思います。

○ティン・ゾウ 御質問をいただきまして、ありがとうございます。

それほどベトナムの制度とかい離しているものではないと思います。基本的な司法制度においては、やはり法がなければ審理はできません。確かにそれは事実です。日本と同じように、我が国においても、やはり法がまずなければならぬわけです。制定法によって、判事の良心により判断を下すということも認められています。すなわち、裁判官に一定の裁量が認められているということですが、しかし、その際にも具体的な理由がなければなりません。すなわち依拠できる、その根拠がなければならぬ。それは判例、慣習といった、その他の国でも同様ですが、裁定、裁判所の判断は、やはりそうした判例に従います。まずは成文法、そして判例に従うということです。そして、判例が存在しないという場合においては、すなわちガイドラインとしてレポートされていない、アン・レポート・トレーディングに従うわけです。すなわち裁判官の裁量を用いるわけですが、しかし、その際には根拠が明確でなければならぬわけです。これが公正であるということを示さなければならぬわけです。その国において、そういった判断を示す場合、そのような判断がなされなければならぬケースというのは、それほど多くはないですが、公正であると認められるのであれば、その判例に従い、判例を参照し、そしてそれに依拠して判断を下すということになります。成文法があれば、当然、それに従うということになります。審理を行うに当たっては、まず成文法ありきということです。しかしながら、その審理の際に法が存在しないという場合においては、判例ということです。すなわち、全く法を無視して独自の判断を下すということはあり得ないわけです。法にのっとって、ということです。それが一つ目の質問の答えになりますか。

そして、二つ目ですけれども、最高裁の管轄です

ね。憲法が変わり、また政権も変わりました。システム自体も変わっています。ですから、こうした行政区域なども変わってきています。国の中で変革しているわけです。これは以前とは、随分とさま変わりをしています。すべてのゾーンにおいて、すべての行政区において変更が行われているわけです。

その区域の中で紛争が起こった場合、行政等には一枚岩といいますか、すべて一つの屋根の下にあるわけではないので、地域によって若干のばらつきもあるわけです。ですから、それを考慮に入れなければならないということ。そして、我が国の司法において、商取引上、貿易上の紛争があった場合、例えば日本の企業とミャンマーの企業との間の紛争や、土地をめぐる紛争や、不動産をめぐる紛争、また法人登記に関する紛争など、そういったものについては、管轄としては、最高裁になります。その他の下級審においての判定・判断に納得がいかない場合も、和解に関しては、双方当事者が最高裁の判断に従うということに合意をした場合、特定の条件があり、この審理に関してなされた判決・判断についての条項があります。そのような条項がなければ、最高裁での判断をされるということになります。下級審の権限は、非常に限定をされていますので、やはり最終的には最高裁の判断に委ねるということになります。

○司会 それでは、質問もあろうかと思えますけれども、そろそろお時間となりましたので、ここで質疑応答を終了させていただきます。

改めて、ティン・ゾウさんと、タン・ヌエさんに大きな拍手をお願いいたします。（拍手）

○ティン・ゾウ ありがとうございます。皆さんとお会いできて、とてもうれしいです。ありがとうございました。

○司会 最後になりますけれども、本講演会の主催者側を代表いたしまして、財団法人国際民商事法センター加納駿亮理事より、総括と閉会の辞を述べさせていただきます。

○加納 皆さん、大変暑い時期に本当に御熱心な御講演と協議をいただきまして、ありがとうございます。ありがとうございました。

タン・ヌエ先生、ティン・ゾウ先生、大変ありがとうございました。初めて本日お会いしましたけれども、古くからよく知っている方のような気がしてなりません。ミャンマーの法曹界において、重きをなしておられる両先生方が、私どものために、このような講演の労をとっていただきました。高い御見識と、それから我が国に対する思いといいますか、そういう愛情を感じられる大変いいお話だったと思います。両先生方の暖かい眼差しが、この会議、講演の雰囲気非常にやわらかく、感じのいいものにしていただきたいと思います。

今、世界の目がミャンマーに注がれております。もちろん、我が国だけでなく、いろんな国がミャンマーに投資、その他で関心を示しておるということは皆さんも御承知でしょうし、世界の潮流であると思います。ただ、その場合に、やはり法的な安定性というものが大変大事なことだというふうに思います。もちろん、我が国はミャンマーの国とは古いお付き合いがあり、また歴史があり、人との交流もございました。そういう中で、これから投資の案件、あるいはミャンマーのお国の開発に役立つようないろんなプロジェクトが出てくるだろうと思います。その場合にも、ただ一時的な世界の流れ、流行といえますか、そういうものに流されることなく、地道で、そして本当にミャンマーのお国のためにある、それがまた日本の力、あるいは日本のためにもなってくると、このような互惠の精神に立って、末永く、息長く、このようなプロジェクト、会合が続くこと

を念じております。

本日は研究者の先生方、また様々な活動を東南アジアにおいてなさっている先生方から、いろんな御助言を頂いて、また貴重な御意見を頂きました。私はそういう意味で、大変有意義で、いい講演会になったなというふうに思っております。本会が日本で第1回の講演会、また来週には東京で2回目の講演会が開かれると、聞いております。そういう意味で、大変時を得た、まさに今、本当にいいお話だったなと思います。

2人の先生方のおかげで、何か本当にミャンマーって素晴らしいなと、これからミャンマーの方ともっともっと仲良くして、そしてこの友好関係を発展させていきたい、こんなふうに心から思わせるようなお話でございました。お2人の先生方、本当にありがとうございました。

また本日、このような暑い中、すばらしい会議を設定し、そして御支援をしていただいた多くの皆さん方に心から感謝を申し上げます。本日はありがとうございました。（拍手）

○司会 皆様、長時間にわたりありがとうございました。

これもちまして、「ミャンマー・ビジネスロー講演会 2012」を終了させていただきます。

なお、本日の講演録につきましては、後ほど和訳したものを当部国際協力部の機関誌である、「ICD NEWS」に掲載するとともに、ホームページ上でアップしたいと思いますので、そちらも御覧ください。

（終了）

ミャンマー・ビジネスロー講演会 2012 2012年8月1日開催（東京会場）

○司会 それでは、定刻となりましたので、ミャンマー・ビジネスロー講演会 2012 を開演いたします。私は、本日の司会を務めます法務省法務総合研究所国際協力部教官の國井と申します。よろしく願いいたします。最初に、当国際協力部部長の野口元郎から開演の御挨拶を申し上げます。

○野口 皆さま、本日は暑い中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

御案内のとおり、昨年の民政移管以来ミャンマーにおきましては、民主化経済改革それから大規模なインフラ整備などが着々と計画されておりまして、日本政府といたしましても官民一体となってこれを支援し、協力していく予定であります。

先般、内閣府におきましても、関係官庁が集まってタスクフォースを立ち上げたところでございます。その中で、日本企業の方々が現地に進出して企業活動をされたりする場合に最も重要な要素であります法制度の面につきまして、本日は最新の状況を御紹介いただくためにミャンマーから法曹界の非常に経験豊かなお二方をお招きしております。

法制度自体が今変わりつつある中で、我々外国人がどのようにしてその最新の情報にアクセスし、正確な理解を保ちながら企業活動ができるかといったあたりにつきまして、お二方からお話があると思います。また、質疑の時間も設けておりますので、御遠慮なく御質問、御発言ください。

本日は、法務省法務総合研究所、それから財団法人国際民商事法センターの共催という形でやらせていただきまして、また、財務省の財務総合政策研究所からも後援をいただいております。また、日ごろ

我々の活動に御支援、御助言いただいております皆さま方にも、この機会をかりまして改めて御礼申し上げます。本日はありがとうございます。（拍手）

○司会 続きまして、私のほうから講演者2名の略歴について簡単に御紹介させていただきます。

まず、最初に発表いただくタン・ヌエさんです。タン・ヌエさんは、ミャンマーを代表する国立大学でありますヤンゴン大学においてかつて法学部長を務められ、現在は弁護士として活動する傍らヤンゴン大学博士課程の教授・監督を担当されております。また、法学部長をリタイアされた現在でも、毎週月曜日から金曜日の午前7時から午前9時まで、法律実務家や国家公務員等を対象にしたビジネスローに関する講義を担当されております。法学部長時代には、ヤンゴン大学内の学生寮で寮母さんを務められておりまして、そのこともあって「ミャンマー法律界の母」と呼ばれております。ミャンマー人権ワークショップの委員も務められており、まさにミャンマー法律界を代表する重鎮の方であります。

続きまして、ティン・ゾウさんです。ティン・ゾウさんは、本国において約37年間にわたって裁判官を務められ、最高裁判所研究国際関係部長として知的財産権などの分野に関して現地法律家に講義を行っていたほか、同分野に関する国際セミナーなどに最高裁判所を代表して多数参加された経歴を有しております。また、本国では、実務家向けの刑事訴訟法や民事訴訟法の教科書も30冊以上執筆されております。その教科書は現地法律家全員が参照しているものであり、まさに彼は「ミャンマー法律界の父」ということになります。現在は、弁護士として企業

へのリーガルアドバイスなどに従事しながら、ヤンゴン市内のオフィスでは若手弁護士や裁判官を対象にして無償で勉強会を開催するなどミャンマー若手法曹の育成にも尽力されており、大変人望の厚い方です。

今回、私たちといたしましては、2人をお呼びできたことを大変うれしく、また心強く思っております。

それでは、前置きはこのぐらいいたしまして、早速タン・ヌエさんからプレゼンテーションをいただきたいと思っております。

○タン・ヌエ 皆さん、こんにちは。本日は、このような講演会でお話できますことを大変光栄に存じます。

きょうの演題は、「ミャンマーでのビジネス展開に関する法的枠組み」です。組織化していただきました法務省に対して、心から御礼申し上げたいと思います。と申しますのも、私どもは皆さんの手助けが必要なのです。そして、そのためにも、現在のミャンマーでのビジネス展開に関する法的枠組みを知っていただくことが肝要ではないかと思い、お引き受けいたしました。

さて、この法的枠組みですが、これは古代から続きました古い制度にのっとりしております。皆さん、17の原則をご存じだと思いますが、こういう規範というようなものはこの原則からそれほど変わってはいません。それと同時に、平和的な紛争の解決が目指されているわけですが、法制度は慣習法に根差したものです。イギリスのコモンローを基本とした制度をとっていましたが、それ以外にミャンマー慣習法というものがあります。また英国政府の制定法なども導入しています。そしてインド法令、これはイギリスの植民地時代に作られたものですが、それを受け継いでいるところがあります。そして、もちろんそれにのっとり形で、いろいろな規則であるとか

規制というものを定めています。そしてまた、判例法もあります。これは、過去の判例に基づいたもので、独立後に作られました。私たちは、この判例法を私たちのシステムの一環として現在も使用しています。さらに、条約なども使用しています。また、国際条約、国際協定は、ドクトリンとして使われております。ここで強調したいのは、ミャンマーが、多くの意味で国際条約に参加しているという立場を堅持しているということです。

そして、ミャンマーの法律は、これは、イギリス植民地のころから、今日まで、既存の法律を堅持しながら維持されています。独立後は、ミャンマー語に翻訳して使用していますが、その多くのもが、英語から翻訳されたものです。1962年から1988年にかけては英語で書かれたものはほとんど発表されておられません。しかしながら、1988年から2011年にかけて、私たちは、それぞれの法律の英訳を行いました。この時期は、とても重要であると思います。と申しますのも、政府が我々の経済を世界に開こうとしたからです。そういうふうなこともありまして、法律もやはり英訳をするということが重要ではないか、それは民間の企業を育成するために必要ではないかというふうに考えたわけです。1988年からそういうようなことが行われましたので、現在の法律はかなりのものが英訳されています。独立して以降、1962年まで経済が発達しましたが、1962年から現在に至るまで、経済は不振が続いています。それは社会経済体制に変わったからです。そして、1962年に社会的な経済体制ができ、1974年には憲法が制定されました。この1962年から1974年、そして1974年から1988年にかけては、ビジネス法のようなものは、ほとんどつくられませんでした。なぜならば、社会経済的な体制だったからです。しかし、1988年に経済的な大きな変化がありました。ということで、これまでの英国法を補完するような重要な法律が作られるようになっていったわけです。

現在の状況ですが、幾つかの法律が制定されています。議会で15の法律が可決しております。そして、これは現在にとっても必要な法律ということでして、例えば、労働争議法や、労働組合法が含まれるわけです。また、歳入改正法、税法改正法が作られました。民主政府が発足してから、こういうようなものがとても重要になってきたと思います。また、現在も、今年の7月から新たな法案の検討が国会で行われています。そして、今盛んに国会で議論がされており、その議論の展開は、新聞で発表され、また国民にも知られるようになっていきます。

最初のステップは、1988年の外国投資法で、これは今もあります。この後に、新しい法律ができるまでは、これが生きています。そして、恐らく現在の国会の期間中に新しい外国投資法が成立するのではないかと思っていますが、それは確信ではありません。ほとんど確実ではないかというふうに思っていますが、まだ審議は続いています。

現在の投資法というのは、国営企業法と組み合わせられて使われています。そして、国民投資法があります。これは外国投資法にのっとった形で制定されているわけですが、現在の状況では、外国の投資家を受け入れるための体制はできていると思います。また、金融機関法ができました。1988年以降にできたものです。もちろん、このような法律は、例えば、外国為替取引など、余りスムーズにいくような体制になっていなかったこともあり、政府が外国通貨法を導入したわけですね。1988年の外国投資法によると、外国投資がその焦点だったのですが、1992年にいわゆる投資法に変わりました。つまり1988年にミャンマー投資法ができたわけですが、これは今も生きています。そしてそこでは、外国の投資家に対し、3年間続けてタックスホリデーや、税の減免が認められるというような優遇政策が盛り込まれています。そしてまた、国有にはしないという保障もついています。そして、投資に関しては、各セクターに制定

法ができています。例えば、そのうちの 하나가国営企業法ですが、我々の国においては、非常に天然資源が豊かであるという事情があります。ですから、森林法や、ミャンマー中央銀行法、また農業村落開発銀行法、貯蓄銀行法、そしてミャンマー保険法というものが次々とできていったわけです。また鉱物資源も豊かですので、鉱山法や、あるいは宝石法、真珠法というものが示されています。1990年には、商業税法ができました。また1992年には協同組合法というものができました。それまでのところ、協同組合というのは余り成績を上げていなかったというような事情がありました。それ以外に弁護士法というものもできています。そうすることで、例えばCPAのような公認会計士ができるようになったわけです。これはミャンマー会計評議会法によるものであります。また、商業税法であるとか、ビジネスに関する法律として作られています。また、ミャンマー特別経済区域法というのが2011年にできました。このミャンマー特別経済区域法の一環として、例えば深水港というようなものが、ミャンマーの南部で作られるようになりました。そういうところが特別経済特区になって、このような深水港をつくった場合に、特典が適用されるようになっていきます。そして、恐らくそのような港湾ができれば、他の国との交流が、更に振興されるであろうというふうに考えられたからです。そうすることで私どもは、更に多くのサービスを提供でき、また、複合一貫輸送体制なども確立できるであろうというふうに思ったわけです。

特に、1989年の国営企業法は、外国の投資家の関心の的になるかと思いますが、これが公布されたことにより、12の経済活動が国有で行われるという原則が打ち出されました。その12の経済活動は、例えば国内外でのチーク材の伐採及び販売などが含まれています。しかしながら、一つ例外があります。これは重要なことですが、外国の投資家にもチャンスを与えようということです。つまり、国家がそれを

必要であると認めた場合には、この12の経済活動に対する参入も許す可能性があるということです。外国の企業が、あるいは、他の組織とパートナーを組んで、国の許可のもと、実施することができるようになっていきます。1914年に会社法ができたのですが、その14年のさまざまな規則というのが、現在も生きています。それから、合弁事業をしたいというような場合には、国有企業法の第4条が適用になります。

次に、銀行法というのがありますが、重要なことはこういうことです。我々の通貨は「チャット」です。公式な為替レートは対米ドル、1米ドル当たり6.58チャットということになっていますが、しかしながら現在は、政府が市場の変動に対応しようと、それを800から900チャットに定めています。そして私も、こういうことを実施するために、FECのシステムを導入したわけですが、これを廃止し、直接的に、外国通貨が使えるようにしたいと、考えておりました。ということで、今政府はIMFやその他の国際金融機関と交渉し、その通貨システムの開発を検討しているところです。現在はFEC、外国為替証書が使われていますが、その他の外国投資家の利益に資そうというふうに考えているわけです。銀行口座というのは、現在のところ外国通貨としては、ドルだけではなく、ユーロであるとかも、認められています。そして、将来的には、他の通貨もここに加わると考えられるわけですが、このような通貨制度が、現在は採られているわけです。ミャンマーの銀行といたしましては、MFTBとMyCBが、これに参入していますが、それ以外にも、四つの銀行も参入が許されています。ただし、それはASEANの諸国においてのみです。

次に税法ですが、1929年に所得税法というのができました。これは、今はありません。現在使われているものは、1974年の所得税法です。この法律は、1976年に改正されました。これは、社会主義経済に合わせて改正されたわけです。そのときには、もち

ろん民間企業はありませんでした。この法律は、その当時だけに適用可能なものであるわけですが、しかしながら、なぜか1976年の利益法は、その後も続きました。

それから関税法であります。例えば、皆さんが物品を輸出する場合は、この関税法がとても重要になってくると思います。

それから、ミャンマー印紙法というのがありますが、企業の登録などの際、印紙等に適用されます。

それからもう一つ、ここにリストがあります。こういった税金には、1974年の所得税法が適用されます。これが唯一、所得税法となります。国営企業、協同組合、外国人、外国機関や、給与所得や会社、非居住外国人等々が、ここに書いてあります。これが、いずれも所得税法の適用される対象となります。しかしながら、当面、1988年以降、この税金は、外国企業に対して適用されるということです。居住者であったならば、外国人居住者ないしは非居住者という二つの分類があります。例えば、年間185日間以上ミャンマーにいたなら、この方は居住者ということになり、非居住者とは、ミャンマーに長く滞在しない、しかし、時としてミャンマーに来て事業をするというような人たちです。外国投資法のもと登録すると、30%が適用されます。この30%というのが、定住、居住の企業、ないし個人です。

それから商業税法でありますけれども、これはミャンマーの中で製造され、売買された物品に対して課す税金に関する法律です。私たちは、売上税というものは今現在ありません。

それから関税法は、これは輸出入に伴うものです。そしてまた、海上関税法もあわせて適用されます。

皆さんにお伝えしたいことは、私たちは、二重課税防止協定というものを持っており、イギリス、インドと古くから実施しています。そして、最近シンガポールと結んでいます。それ以外については余り知りませんが、こういった二重課税防止協定が結

ばれば、皆さんにお伝えしていきたいと思っています。

さて、この後の労働法、輸出法などに関しては、ペーパーにあります。その中で少し知的財産権の話をしたと思っています。これこそが皆さんの参考になると思います。これは、外国人投資家の権利です。皆さま方は、みずからの権利保護を求められると思いますので、この IPR について少しお話をしたいと思っています。

これは、ミャンマーの文化を象徴するものです。私たちの伝統的な文化、知識をあらわすものです。そして、こちらが私たちの商標です。これは、帽子をいっています。男性が、例えば弁護士の法廷に立つときや、政府の高官など、男性は、こういった帽子をかぶります。

こういった表記もあります。これは文字ですが、これらの文字も特別なものです。これは、それぞれミャンマーのアイデンティティーとみなされています。KBZ は、Kanbawza Bank (カンバウザバンク) という有名な銀行です。それからまた、ほかの文字、表記ですが、これは航空会社 MAI、それから IBM、これはコンピューター、教育を扱っている会社です。下のほうにある、5 5 5 と書いてある、こういった表記もあります。こういったロゴのようなものが使用される場合、ミャンマーの言葉、これはチンモアという新聞社のロゴです。

さて、ここで、ミャンマーにおける知財権に対する責任を少し説明したいと思っています。私たちは、WIPO (World Intellectual Property Organization) に 1997 年から加盟しております。そしてまた WTO には 95 年から加盟しています。私たちは、WTO の加盟国ですので、そういった立場から、TRIPS の規則が適用されます。これは、国際的には、私たちは、TRIPS 協定に従う義務があり、法律のもとで知財権を保護する責任を持っています。これが国際的なコミットメントです。ASEAN 諸国の間では、9 カ国がこの

WTO に加盟をしています。そして、TRIPS 協定は、ASEAN 諸国にとっての義務となっています。

さて、我々の憲法の中では、このように書かれています。これは、皆さんの権利ということですが、少なくとも市民の権利ですね、知財権に関する権利、これが一つの権利として明記されています。これは憲法に、市民の基本的権利というチャプターの中に書かれています。憲法によりますと、最近、法律の制度が変わりつつあります。例えば州や、管区の立法府があります。こういった、地方の立法府が法律を制定することは可能になっていますが、あくまでもこの IPR、知財権は、国会のみが法を制定することができます。またさらに、この憲法においては、公平な競争や、差別をしてはならないといったような、基本的な原則が謳われています。しかしながら、公正な競争法などといったようなものはありません。これは、私たちの契約法へと改良していかなくてはなりません。そして、市民の基本的権利の中には知財権保護があり、国は、憲法に基づいて、こういった権利が付与されるべきであると思っています。現在のところ、知財権に関する国家登録法が知財権を保護することになっておりますので、他人の知財権を侵害した場合、刑事法の対象になる、ないしは民事手続をとって賠償請求をすることも可能です。

私たちは、商標登記法というものがあります。ミャンマーには、登録法が一つしかなく、この法律で土地登記、企業、知財権の登録など、全ての登録をカバーしています。

私たちはまた、特定救済法というのがあります。つまり知財権を特定救済法のもとに請求することができます。また海上通関法では、輸入できない商品に関する没収について定めています。

また、特許意匠法というのはいはや無効となっています。

ここに書かれている IPR に関する法律は、いくつ

かの条項で IP 保護を規定を含んでいます。例えば民間産業法、科学技術開発法、ミャンマーコンピュータ科学開発、ないしはテレビ・ビデオ、また映画法等々というものがあります。

したがって、まだ包括的な知財保護法というのはないですが、今のところは関連法の条項で扱っています。例えば、商標法、海上関税法、登録管理法、マネーロンダリング法がありますが、マネーロンダリング法は 2002 年に公布され、それに違反すると政府により 1-2 年の処罰を受けます。さらに、商標、著作権法違反も資金洗浄犯罪に分類され、厳しく罰せられ、違反した商品は没収され、破壊されます。また、電子取引法、テレビ・ビデオ法、商標法、特別救済法でも知財権の違反に関する処罰について定めています。知財権に関する法律は 2007 年に既に法案を起草し、何度も検討されましたが、ミャンマーはまだ発展途上ですので、7 年間、その検討を延長することにしました。しかし、2013 年には、このような著作権や商標、知財に関する法律は、法制化されなければいけないということになっています。したがって、間もなく法制化されるのではないかと考えています。

一つ皆さんに差し上げたいメッセージがあります。これは、知財権に対する違反を扱う管轄裁判所です。知財権に対する違反を訴えることができます。実際に損害が起こったことを訴えることができます。もちろん、今のところは、包括的な保護法はないですが、これまでの規範や、システム、英国のコモンローなどをベースにし、原則として、知財権を保護します。民事的な救済、処罰が定められていますので、そのいずれかを選ぶことができます。ただしその場合には、民事の救済を求めるために、差止め、あるいは禁止命令を求めることができますが、その場合には、実際に知財の所有者であることを証拠で示さなければなりません。そしてある一定の期間、差止めを求め、それでも是正されないような場合に

は訴えることができます。そういうような取決めが行われています。

それから、このトレードマークのケースは、1939 年からそのような係争が行われています。イギリスのコモンローは、先例拘束性の原則（ドクトリン・オブ・プレスデント）というものを採用しています。それもミャンマーの裁判所が適用しているのですが、古いイギリスの判例が適用されています。登録局というものがなかったとしても、こういう知的財産を統括するようなオフィスはないのですが、しかしながら、証拠があればそれをベースに検討することになっています。例えば、証言や、実際に、物品が不正に使われているというような場合、しかるべき処罰ができるようになっています。そして、その場合には関係法を適用し、証拠に基づいて、処置ができるようになっています。

そして、現在のミャンマーにおける知財権の保護は、私たちは、もちろん新しい法律ができれば新たな取り組みができると思いますし、そしてまたその場合には恐らく商標局というものができると思います。また審査も行われると思います。そして登録もできるようになり、それは我々にとりましても、一つのチャレンジだと思います。しかしながら、この分野においては整えなければいけないメカニズムがたくさんあります。

これは、1939 年侵害訴訟の判例のケースです。ある酒の会社と、医薬品会社が同じようなロゴを使っていたという事件です。製品が全然違いましたので、これを使い続けてもいいという結果が出ました。しかし、最近、またそういう事件が起こりました。ジョニー・ウォーカーのケースです。ほかにもあります。こういうようなケースもまた、これまでの原則にのっとって処理されています。つまり、かつてと原則は変わっていないということです。証拠を使うということ、そしてもし製品が全く違うというような場合には、そのロゴを使ってもいいというような

立場をとっているわけです。しかし、最近は多くの知財法というものがいろんなシステムで改正されておりますので、現在のケースを新しい状況で判断していかなければなりません。このケースは、クロコダイル社がトレードマークの使用を停止しなければいけなくなりました。刑法あるいは民事的な扱いになるわけですが、特別な IPR 法はなくとも、その知財権を守るための仕組みはミャンマーにはあるということ。そして、著作権法も、著作権の保護を同じように扱われています。これは最近のケースで、1999 年です。

では、続きましてまとめに入っていきたいと思えます。幾つかの労働法が存在します。かなり古いものもありますが、ILO 条約にのっとったものとなっています。私たちは、ILO 条約を 1920 年以降採用しています。それからまた新たに制定された、紛争解決といったものを通してあります。それから私たちは、輸送というのが大変重要です。私たちは、ハーグの規則を使っています。海上輸送において使っています。それから、空輸はシカゴ条約も適用しています。しかしながら、議定書を批准していません。ですから、私たちは今現在、まだ複合一貫輸送というのはありません。しかしながら、ASEAN の各国との複合一貫輸送協定、これは結んでいます。また、申し上げたとおり、深水港、インド、中国など、内陸を通じて輸送することができます。そして、海に到達するといったような場合には、こういった国際法が適用されます。

会社法は、1914 年から制定されています。最近は、ほとんどの企業は民間の有限会社です。それ以外のものは非常に限られています。しかしパートナーシップは認められています。パートナーシップ法というのがあります。パートナーシップの協定に基づいてパートナーシップを結ぶというものです。連帯責任を問うという、そういった規定があります。

また仲裁法、これは 1944 年のものです。私たちは

1923 年のこの条約のみを批准しています。私たちは 1958 年の条約は批准していません。ですから、これは批准しなくてはなりません。現状はそういったことであります。

それから土地法は、申し上げたとおり、土地は国有ですので、ほとんどの場合はリースされます。企業は、こういった賃貸・賃借による土地使用权を取得しています。

結論ですが、私たちの法律は、できてはいますが、不足している部分も多いと思います。重要な法律がありません。例えば競争法、知財権法、また PL 法などが欠落していますし、そして、ここにある契約法は、1872 年のものであり、もっと新しい、修正されたものがが必要です。それから、公正競争法、また会社法も修正が必要です。今は企業の責任を問うためのそういった条項がありませんので、こういったものを導入しなくてはなりません。契約法、これは英国の原則を採用しています。また競争法なども存在しませんし、まだまだ必要なものがあります。ほかの国々との経済関係が、近い将来さらに発展すると思います。貿易政策の自由化によって、またそれ以外の法律によって発展することを期待しています。

(拍手)

○司会 予定されたプログラムはこれで終了いたしました。タン・ヌエさんが特別に、ここ最近現地で成立した法律についてまとめてくださっていますので、それも参考にご紹介させていただきます。

なお、今から画面に映し出しますものは皆さまのお手元には配布されておりません。ただ、後ほど、お配りしている小さい厚紙のほうのパンフレットの裏側に記載されております ICCLC、財団法人国際民商事法センターにお問い合わせいただけましたら資料を差し上げますので、よろしく願いいたします。

○タン・ヌエ 時間をオーバーしましたが、これが、

現在ある法律ということ。ミャンマーでビジネスをするための関連法ということになります。これは主に外国投資法、それから国民投資法、それから国営企業法に基づいたものですが、これが、ミャンマーでビジネスをする場合の必要条件を満たしております。いわゆる営業権を得る、あるいは何か貨物を輸入する、あるいはミャンマーで起業する、そういった場合にはMIC法というのがあります。それには二つの方法があるのですが、一つはMIC、ミャンマー投資委員会に申請するという、それからもう一つは投資・企業管理局から営業許可を得ることです。そういった場合には、サービスをするのであれば、50万ドルが必要であると規定がなされています。そして、会社を興すというような場合には、会社法にのっとりた設立をしなければならないということが定められています。ビジネスの組織化であるとか、これが法律の一部ですが、パートナーシップ法や、民間企業法、あるいは電子取引法というような法律ができています。こういう法律は皆さんがビジネス組織を立ち上げたいという場合には考えなければいけないことであります。もちろん、組織として、個人事業主として、あるいは、合弁事業を立ち上げる、あるいは支店を開設するというようなもの、こういう法律が適用されることになっています。これは金融機関に関するもの、それから保険や、それ以外に、中央銀行法なども適用されます。

こういった法律、余り制定はされておりませんが、私たちは、当局にコンタクトを取り、そして許可を得る、ないしは登録をするということ、これは最近、より簡単になったと思います。貿易省がそういった簡素化を図っております。そして、1ヶ所ですべて登録ができるようにしようとしています。ですので、水曜日に申請書を出せば、金曜日に検討して、翌週にはその結果が出、通達が来るということで、そういった取組みになっています。早くそういった手続

をしようというのが国の方針です。

それから仲裁に関して、1944年の仲裁法があります。また、先ほど申し上げたとおりですが、私たちは現在、他の国が使っているものは認めていません。ですから、独自の、1944年の仲裁法を使っています。私たちは、ICCのメンバー、例えば国際仲裁の規制、ルールを適用するということを検討しています。その他いろいろ法律、輸送、また労働法などです。

労働法は、申し上げたとおり、1964年の法律は既に廃止されています。というのは、これは社会主義経済体制を対象にしたものです。ただ、雇用訓練、また雇用制限、この工場法というのが大事なのですが、工場を設立するにはこの法律にのっとりたなくてはなりません。環境保護ですとか、また女性に関する条項などがあります。またさらには労働者の年齢などについての規定もあります。この工場法というのは、特にミャンマーで工場を設けたいと考えた場合には重要です。御存知のとおりミャンマーは、労働市場が非常に安く、人材も豊富であります。しかしながらスキル、テクノロジー、技術が必要であります。ですので、彼らの訓練をしなくてはなりません。それからまた最低賃金、これも既に規定されています。これは法案レベルであります。新聞で報道されています。最低賃金法というのが今審議されています。

また社会保障法、1994年のものがあります。いい法律ではあります。非常に限られたものです。単に職場における労働者だけが対象になっていますので、その他の人たち、例えば事務職の人たちなどは含まれていません。ですから、この法律は新しい法律が今準備されています。社会保障に関する新しい法律を今策定しています。古いものは、工場などの労働者のみが対象になっています。また、現金給付、医療などといった限られたものしかありません。その他の社会保障、社会的支援は提供されません。例えば医療は、児童ないしは保護者のためのものはあ

りません。我々としては、ぜひとも、より広い範囲、より広い対象、より包括的な法律をぜひ制定したいと思っております。店舗設立法では、13歳未満の子どもは雇ってはいけないと定めていますが、工場や事務所などでは18歳未満の就労が禁止されています。それからまた、労働紛争法は、2012年の労働争議解決法にとってかわられました。また組合法、これも修正されています。ですから、Workers Organization Act（ワーカーズ・オーガナイゼーション・アクト）という労働者の組織化の法律ができています。ここにあるものが労働関連になります。それからまたビジネスの取引、海産物や、鉱山などがあり、そういったものを対象に特別な法律が設けられています。また石油や、鉱山法などがあります。

最近制定された法律、国会が制定したものです。最初の三つ、これは税法に関するものです。これは税率を変えるなどといった細かい修正であり、大幅な変更ではありません。それからまた、その他、例えば行政や、政治に関するもの、ビジネスに関するものは労働が中心です。それからもう一つ、マイクロファイナンス、また登録法ですが、申し上げたとおり、私立の学校は、この新しい法律ができるまでありませんでした。最近では私立学校法というのができました。外国の学校がどんどんミャンマーに進出しています。ビジネスの教育のための学校であります。私たちは、今現在私立の大学法を策定中です。この私立大学法が実現したならば、私立の大学をミャンマーで設立することが可能になります。いろいろな方法が考えられます。最近、ミャンマーの人たちは、外国語に大変関心を持っています。ですが、例えば中国語の学校は随分あるものの、日本語は少ないと思います。ただ知識層、例えば先生といったような人たち、企業で働くような人たち、彼らは日本語に大変関心を持つようになってきました。私たちは、外国語の機関に行きますが、ミャンマーの中には日本語学校はありませんので、ぜひ皆さん、民間

セクターでそういったものをされたいというのであれば、検討していただければと思います。

また、土地法は、これは農地などに関してはあるのですが、ただ私たちの経験から、土地利用は余り最近変わってきているとは思いません。ただ一つ、かつて外国の投資家は、土地を国からリースすることができました。しかし、最近では、民間ないしは個人から借りることができます。ただ、毎年更新をするといった制約はあります。いずれにしても、個人から借りるということが最近可能になったということをお伝えしておきたいと思っております。

以上です。ありがとうございました。（拍手）

○司会 ありがとうございました。

それでは、ここから質疑応答に移ります。質問のある方は挙手いただき、最初に所属とお名前をおっしゃってからご発言ください。私の方で指名させていただきます。もちろん英語でも構いません。

○質問者1 すばらしいプレゼンテーションをありがとうございました。

私の方から、いわゆる契約法について、1872年のものですが、それから独立前の制定法もあるというふうにおっしゃったんですけれども、コモンローに基づきますと、イギリス本国の先例というのがこちらの方の先例にもなるというふうに考えられるんですけれども、そうですか。

二つめの質問は、近代化する必要性を感じませんか、この契約法の。もしそうであるならば、どのような方向性をとられるのですか。

○タン・ヌエ これはもちろん英国でつくられたものであります。そして、イギリスの判例に基づいてもちろんそれを考慮するわけなのですが、我々自身の判例というものを使います。しかしながら、EUで問題があるというような場合には、もちろん EU

法を尊重いたします。と申しますのは、外国との契約でありますので。これは私個人の考え方なのですが、けれども、というのは私たちが EU と取引をしているような場合には EU 法を尊重しなければなりません。つまり EU のケースがあるのであれば、それを考慮しなければいけないわけです。ですから、契約に何が書かれているのかということによって変わってきます。インテンションクローズというようなものが大事なわけです。ですから、それに合わせた解釈をするということになります。もちろんこれは英国のシステムなのですけれども、法律そのもの、これは EU の法律として選ばれるということになると思いますね。

それから 2 番目のご質問ですが、契約法のこれからの改正とかそういう方向性については、まだ私は何も考えておりません。

○質問者 2 プレゼンテーションをありがとうございました。

私の関心は労働法です。去年成立しました Labor Organization Act (レイバー・オーガナイゼーション・アクト) について質問させてください。

この法律で労働組合の登録を強制することになっておりますよね。コンパラスレジストレーションシステムが採り入れられております。それで、ミャンマーの民主化のためには、これまで地下組織でありました FTUB (Federation of Trade Unions of Burma) が登録をされる必要があるかと思っておりますけれども、それについてどのようにお考えでしょうか。

○タン・ヌエ おっしゃるとおりだと思います。私たちには、新しい法律ができました。そして、組合の場合には登録をしなくてはなりません。まだ細かいルール、規制に関しては出てきておりませんが、紛争解決法、労働に関するもの、その中には組合員がその当事者として加わることとなります。

その登録に関してでしょうか。私の意見を申し上げます。よろしいですか。

この労働組織化法のもとでは組合は登録をしなくてはなりません、それほど難しいことではないと思います。

○質問者 3 素晴らしいプレゼンテーションをありがとうございます。私は、Japan Federation of Bar Association から参っております。それからグローバルな法律事務所にもかかわっております。

いわゆる仲裁に関する裁判所の姿勢はどうなっているのでしょうか。法律があるというふうにおっしゃいました。国際法というものがあって、それに参加をし、外国との仲裁をそれに合わせて扱っているというのは分かるのですが、実際問題はどうか。ミャンマーの裁判官は外国の管轄権の中にある仲裁というようなものを理解しているのでしょうか。それとも実際には、外国からの仲裁の訴え等に関しては無関心なのでしょうか。

それから、アジアにおきましても仲裁が非常に一般的に行われているわけなのですけれども、多くの仲裁機関というものがシンガポール、香港、そして日本にもあるわけです。ですから、傾向としてミャンマーに何かあるのでしょうか。最も望ましい仲裁の場所というのがあるのでしょうか。例えばシンガポールとか日本とか香港とか、あるいは仲裁というのは一般的な原則で扱われているのでしょうか。

○タン・ヌエ 現在のところ、あなたがおっしゃったように私どもは、このニューヨーク条約に参加しておりません。したがって、ミャンマーの裁判所はその法律には縛られておりません。

そして、外国の仲裁法ということなのですけれども、仲裁条約というものの縛りは受けておりません。ケース・バイ・ケースだと思います。委員会あるいは裁判所というのは、もちろん外国での裁定につい

ては知識を持っていると思います。しかし、これまでの例を考えますと、我々の裁定がシンガポールでは適用されないということもあることは、承知しています。シンガポールの裁判所が、シンガポールにおける会社の仲裁をうまく扱っていないというようなこともあるというのが我々の理解であります。そして現在の、仲裁、裁判所というのは強力なものはありません。しかしながらシステムはあります。FCCI というのがありますけれども、いわゆる商業省、工業省というようなものが管轄をしているわけですが、そういうところがいわゆる商業契約に関しての仲裁というものを扱っております。シンガポールのシステムはもちろん実効性のあるものだと思います。そして香港もそうですね。もちろん、遠いところであるということではないことを言うわけではありませんけれども、香港はかつて、英国の植民地であったというようなこともあります。私はまだそういう法制化に乗り出しているというようなことは聞いておりません。シンガポールのモデルを導入するというのであればいいと思いますけれども、私はそういうアドバイスをする立場にはないわけです。

国際的な仲裁ルールというようなものは理解しています。ですからそれにのっとって、いろんな省庁に対するアドバイスはできるかもしれません。いろいろな条約とかルールというようなものをミャンマーが理解し、適用するということは重要であるというような認識があるわけなのですけれども、しかしながらまだ現実化していないようなところもあります。ICC のルールというのは、まだまだ私たちにとっては高望みであります。費用もかかりますので。UNCETRAL (国際連合国際商取引法委員会) のルールのほうが望ましいというのが私たちの立場です。

○石川 プレゼンテーションをありがとうございました。さまざまな法律がさまざまな商業活動をカバーしていることをうれしく思いますけれども、私の

質問はむしろ慣習法に関するものです。商業活動に適用される慣習法についてです。もしそういったものがあるのであれば、どこまで慣習法の影響を考慮すべきなのでしょう。

そしてまた、そういった状況の中で、我々はミャンマーの法律家に対し、慣習法の中身についてどのようにアドバイス等を求めればいいのでしょうか。

○タン・ヌエ いい御質問だと思います。社会的影響、これもまたビジネス環境において重要だと思います。ですから社会的環境も重要だと思います。日本とアジアと、似た文化風土がありますけれども、慣習法は違うかもしれません。例えばミャンマーの慣習法というのはあくまでも家族関係、例えば結婚、離婚、相続、別離、そしてまた例えば離婚後の土地の所有権等のみが対象になっております。ですから、ミャンマー慣習法というのは仏教徒を対象にしております。いわゆるミャンマーのみならず中国の仏教徒にも適用されるものであります。

さて、どのようにしてこの慣習法と企業を結びつけるか。一つのケース、ティン・ゾウさんが関わったものですけれども、例えばこれは家族経営の会社でありました。3人の息子がいました。一番下の息子は亡くなりました。上の兄弟は彼の名前を株主のリストから削除しました。義理の娘がおりました。彼女も亡くなった男性の土地を相続できるということを中心し、それが法廷に持ち込まれました。ミャンマーの慣習法というのは、配偶者の間で土地を共有するということは一般的であります。つまり夫婦というのは土地を共有するものであるということでもあります。例えば夫が工場を持っている、建物を持っている、ないしは株を持っているといった場合、夫婦がともにそれを持っているということになります。そこで夫が死にますと、全ての土地、財産が奥さんにいきます。奥さんが亡くなれば夫が相続します。ですので、もともと、この亡くなった男性の株、

これはこの奥さんにいくということになります。彼女はこの裁判に勝ち、そして会社の株を手にするということになりました。ですので、申し上げたいのは、例えばビジネスの取引があった場合には家族のそういった取引もあり得るということで、ミャンマーの慣習法というのは余りにも女性を優遇する、つまり土地の所有ですとかそういったものに関しては、半々、フィフティ・フィフティではありません。例えば夫が亡くなれば全部奥さんにいきます。そしてまた奥さんが亡くなれば夫に全部いきます。子どもがいたならば未亡人と子どもたちが全員相続します。

例えば結婚制度、これはまたミャンマーは他とは違います。まず結婚を登録するという制度はありません。これは一部の人たちが結婚を認めれば、それでよしということになります。ですので、例えば婚姻届といったものはありません。

もう一つ、私たちは一夫多妻制を認めております。ビルマの女性が外国人と結婚したならば、彼女はビルマの慣習法の保護を受けることはできます。これは法制度に基づく保護ということになります。ですので、この外国人の夫はミャンマーの慣習法に従うしかありません。社会的影響という意味では、男性は慎重であるべきでしょう、ミャンマーに関して。よろしいでしょうか。以上が、慣習法、相続ですとかそういったもののみ、いわゆる結婚等家族の関係のみを対象にしています。

○オゼキ 弁護士のオゼキと申します。2点、トレードマークについてお聞きします。

もし来年に商標法という法律が制定された場合に、現在既にレジスター、登録している商標というものはもう一度登録し直すことになるのかという質問です。というのも、現在は登録した商標を一元的に管理する制度というものは制度として今はないというふうに聞いておりますので、その点を懸念して、まず一つめの質問とさせていただきます。

それから二つめは、現在の登録法、Registration Actと、あとその指令というのですか、ダイレクティブによりますとトレードマークの定義というのは、文字、letter（レター）を含むものをトレードマークというふうに定義づけています。来年以降制定される商標法においては、例えばイラストレーションとか、あるいはデザインのみにより、文字を含まないものも商標として認められ得るのかどうかという、この点についてお聞きいたします。よろしく申し上げます。

○タン・ヌエ それで難しいところです。というのは、私、課題ということでお話をしたと思うのですが、私どもはまだこういう管轄局は定めておりませんので、もし法律ができたなら、そういう問題が出てくると思います。しかし、登録が行われたら、例えば外国の薬など、その成分に関しての登録が関わってくると思いますので、そういったものは現在の登録されているものがそのまま続くというふうに思います。二つ条項があるのですが、それは、証拠を使うということ、そしてルールにのっとってやるということ、この二つの原則があります。ですからもちろん登録はしますが、それは、ユーザーのエビデンスに基づいて行われなければならないということです。だから、まだそういうものに関してのルールや、あるいは規制の準備はできていません。WIPOからの助言を得ることが必要でしょう。どうすればいいのかということをお聞きしなければなりません。それはまだ決定をされていないわけです。多分、そういうようなことは、法律の中には書かれないと思いますけれども、ユーザーのエビデンスというものが必要であるというようなことは原則として定められているわけです。

それからトレードマークのことですが、あるいは特許、もちろんデザインの Patent（パテント）とは違うのですが、Patent（パテント）といういろいろな

なものが入ってきます。例えばその商品がどのようなものかによって違ってくると思います。形や、アイデンティティーなど。たとえばケチャップのボトルが、デザイナーの特別な意向を含んでいるのであれば、それはトレードマークとして扱われることになると思います。それはもちろん WIPO のルールに従うということになるかと思ひます。(拍手)

(休憩)

○司会 第2部は、予定を変更いたしまして、ティン・ゾウさんから外国投資法についてのプレゼンテーションをいただきます。当初は「司法手続について」ということでプレゼンテーションをいただく予定でしたが、皆さまのニーズの高い分野に特化したほうがよいだろうということで、テーマを変えさせていただきます。ティン・ゾウさんは、現地で外国投資法のドラフティングにも関わっております。

また、外国投資法のプレゼンテーションで使用される資料についてですが、急遽テーマが変更になったため皆さまのお手元にはございません。その資料につきましては、ICCLC (財団法人日本民商事法センター) のパンフレット裏面にメールアドレス、ホームページのアドレスが書いてありますので、そちらにお問い合わせいただければ後ほどお配りいたします。

それでは、ティン・ゾウさんから御講演をいただきます。テーマは「外国投資法について」です。今日は実務家の観点から非常に有意義なお話が聞けるものと期待しております。では、よろしくお願ひいたします。

○ティン・ゾウ 皆さま方、こんにちは。ありがとうございます。

皆さま、私の方からは、私どもの外国投資の慣行についてお話をしたいと思ひています。そしてまた、

誘致に対する取組をお話したいと思ひます。外国の投資家の方々、ぜひともミャンマーに投資をしてくださる際、どうすべきか、ということをお理解いただければと思ひます。

ミャンマーという国は随分変わりました。かつてとは違ひます。例えば私どもミャンマーの憲法第35条では、明確にミャンマーの経済体制、市場経済体制であると謳っています。したがって私たちは、国を発展させるためにはこれまでの考え方を変えなくては行けない、我々のこれまでの姿勢を改めなくては行けないと思ひています。私どものこの民主的な社会に合わせて変えなくては行けないと考えています。この新しい憲法は、2011年1月31日、2010年11月の総選挙の後に発表されました。これによって、新たな時代が到来したと思ひています。新しい大統領、ティン・セイン大統領は、2011年3月31日に就任し、同時に就任演説の中で次のことを言っています。これまでのように、もはやミャンマーは統治者によって経済体制が決まることはない。また縁故主義などはなくなる。またさらには贈収賄というものは一切許されないと、言いました。また同時に大統領は、これからいろいろな措置を固めていかなくてはならない、かつ努力が必要だと言いました。例えば法制化、法による統治、また国の基礎インフラの整備などが必要だと言いました。また同時に、私どもの既存の法律、そしてビジネスセクター、これを改めなくてはならないということも言いました。これは急務であると言いました。それに従ひ、既存の法律を今現在改正しています。そして、これらの法律は、これからの私どもの民主的な制度にのっとったものになります。ですので、法律すべてを変えことになるでしょう。ほとんどすべての法律を変えなくてはならないと思ひます。したがって、これまでのものとは大きく様変わりします。考え方においても変わります。私たちはこういったことをしなくてはなりません。ですので、非常に速いスピード

でやっています。私たちはもはや立ち遅れることは許されません。まずは法による統治が必要です。それが実現して初めて発展がありますので、すぐれた法律がまず必要です。我が大統領はそのようなことを自ら言っています。大変な紳士であり、私も大統領を大変信頼していますし、国民も信頼しています。国民こそが、このような政府をもとめとつくり出したのです。こういった姿勢を生み出したのです。です。かつてのミャンマーとは大きく変わると思っています。

こういった理由から、私たちは外国投資法を制定しなくてはならないと思います。また既存の外国投資法、これを改正しなくてはならないと思います。現在の外国投資法、悪いということはありませんが、さらなるインセンティブをそこに加えていきたいと思っています。外国人投資家に対するインセンティブをもっと提供したい、かつ外国投資に対する説明責任をもっと持てるようにしなくてはならないと思います。こういったアカウンタビリティ、説明責任、これが最も重要な要因ではないかと思っています。この外国投資、これこそが必要で、このようなアカウンタビリティなくして、そのような保証がなければ、ミャンマーに投資する人などいないと思います。インセンティブだけでは不十分です。したがって、私どもは既存の法律を改正し、よりよい外国投資法にしなくてはならないと考えます。外国投資家は、そのことをいろいろ学んでいかなければいけません。

例えばミャンマーは、非常に豊かな国であり、ぜひ投資を検討していただきたいと思っています。ミャンマーは、6,400万人の人口があります。ヤンゴンだけでも450万人です。そして、ほとんど手つかずの自然資源があります。そして、比較的教育水準の高い労働力がありますし、非常に安い賃金です。また、ミャンマーは地域においても、戦略的な位置にあります。また、アジアの中でも、非常に海・空のアク

セスがよいです。100%外資企業の設立も可能で、皆さんよく御存知のイギリスの法律及びイギリス植民地時代のインドの法律に基づいたビジネス構造、また商業法を有しています。

ただ、こういった古い法律は英国が植民地として統治していた当時に公布されたものです。それでも依然として今でも使えるものもありますし、まだ残っているものがあります。ほとんどのものは非常に公正な条項となっていますが、しかし近代的とは言えないかもしれません。我々の現状を踏まえ、ミャンマーの国情を考えるに、これを使うことは今でも可能だと思っています。

ほとんどのミャンマーの人たちは、英語が話せません。非常に堪能です。英語は広く使われており、特に外国の方と接した場合には英語が使われます。したがって、コミュニケーションは非常に容易であると思います。英語という言葉自体を媒体にして、コミュニケーションは容易であると思います。したがって皆さん、例えばミャンマーの人たちを雇ったならば、容易にコミュニケーションが可能であると思います。お互いに情報のやりとりは簡単にできると思います。また非常に勤勉であり、英語を話せる、そういった社員、従業員を獲得することが簡単にできるのではないかと思います。

そして、外国投資法、外国投資法のもとでのインセンティブの紹介をする場合、えてしてこの話をよくします。ASEANに加盟しており、これは我々にとっての一つの特権です。そういった路線をこれからもたどっていききたいというふうに思っております。

さて、私たちの経済上の優先課題についてお話ししたいと思います。1988年、ミャンマー政府は非常に大きな経済改革を進めてまいりました。当時、私たちは経済的な立場を改め、そして新しいリベラルな貿易政策を打ち出し、ミャンマー経済の発展を目指しました。そこで四つの経済目的というものが打ち

出されました。今現在の政府が打ち出しているものであり、ここに書いてあります。

まず農業を基本として発展をしつつ、すべての経済セクター全体を発展させる。そして市場型経済制度の進化を図る。経済の発展を目指す。その中には、例えば技術的なノウハウ、また国内外からの投資を誘致する形で、経済を発展させるというものです。またもう一つ、あくまでも国が、経済を形成し、国民が経済を形成すべきであるということを書いてあります。これが私どもの四つの経済目的です。ミャンマーが採択している四つの目的です。

外国投資政策についてですが、1988 年後半から、政府は、外国投資を積極的に奨励してきました。外国投資政策の主な目的は、資源配分における市場制度の適用、民間投資及び起業活動の奨励、並びにミャンマー経済を海外との取引、外国投資に開くことです。これらには、大規模な投資を必要とする天然資源の開発、ハイテクの獲得、多額の資本を要する製造業、サービス業の開発、地元の雇用の創出、省エネの促進、そして地域開発が含まれています。これらが外交投資政策であり、政府は、これらの分野において外国投資の大きな潜在的可能性があり、民営化プログラムも考えています。

そして、次に現在の法制度ですが、ミャンマー連邦の法制度は、慣習法的家族法、イギリスのコモンロー及び近年のミャンマーにおける法律が独自に結合したものです。ミャンマーにおけるイギリスの慣習法、制定法の原則は、もともとは英連邦法典である英領時代のインド制定法にあります。これらのインド制定法には、仲裁法、会社法、契約法、商工法、一般条項法、手形法、登記法、物品売買法、財産移転法、信託法、民事・刑事訴訟法などが含まれています。当時のイギリスの慣習法、制定法に基づき、それを組み込んで制定されています。しかし間もなく、こういう法律を改正する予定になっています。現在に合ったような新しいものにしようというふう

に思っているのですが、それにはしばらく時間がかかるかもしれません。今のところ、適用される制定法が見当たらないような事件の場合に、裁判所はミャンマーの一般法を適用します。一般法というのはイギリスの慣習法に基づいて、ミャンマーの判例法によって形成されたものです。すなわち最高裁の判例集がベースになるわけですが、毎年そういうようなものが蓄積されています。そして、それを当該ケースに適用するわけです。しかし適用し得る関連一般法令が見つからない場合もあります。そういう場合には、ミャンマーの裁判所は公平・公正・良心にのっとりて事件を審判しなければなりません。これが、コモンローがどういうふうに適用されているのかということを示したものであります。法律に基づいて、まずは裁定するという。つまり、法律があるのであればそれに従って裁定をするということが示されているわけです。しかしながら法律がないような場合もあります。例えば慣習的な問題について制定法がないというような場合、いわゆる慣習法が法律としての力を持っているというような場合があります。つまり、制定法ではないのですが、慣習法として認められているようなものもあるわけです。そういうような慣習法が適当であるというふう考えた場合には、それを適用するということになるわけです。

ミャンマーの慣習法ということ、これはもちろん、もともとはイギリスのコモンローがベースになっているわけですが、そこからいろいろと派生して作られているものがあります。イギリスというのはもちろん外国ですが、伝統であるとかそういうようなものの研究が、そのままミャンマーの慣習になっていたわけです。もちろん、王政時代にも法律というのがありましたが、非常にユニークなものであったと思います。そして現在、私どもの法律の独特な特徴ともなっているわけです。ダマタツというのがあり、いわゆる慣習法です。それから刑事法がありま

す。そして最高裁においてもピヤットンという判例集が適用されていました。それは王政時代の話です。したがって、いわゆる民事におきまして刑事におきまして、古代から同じような原則でもって裁定に適用されてきたわけであります。もちろん現在の法律というのは、非常に近代化されていますが、適用される法律がない場合、判例もないというような場合には公平な原則に従って審判するという事です。つまり法律があるのであれば法律、そして、もしそれが無いというのであれば判例に従うという事です。しかしながら法律もない、判例もない場合、裁判所は、公平・公正・良心にのっとりて審判するという事になります。そういったしますと、裁判官の裁量がそこに関与するという事になるわけです。ですから、ベースとしては非常にしっかりしたものがありますが、その事件に関しての法律や、判例、あるいはルールがない場合には、他の国の法律を研究します。そして判例も研究するわけです。それが多分公平だと考えられるからです。例えば日本の法律を参考にする場合もあります。それをミャンマーで適用できるかどうかというような可能性も考えて決定をするということになるわけですが、そういう意味では裁判所にかなりの裁量が与えられていることになります。現在においては、例えば英国法、特に契約に関連するようなもの、この裁定というのは英国法、あるいはインド法、あるいは外国の法律に従ったような、そういう裁定が行われていることがあります。そういうようなことが一緒になっていわゆる契約法というものが形成されている、私たちはそのやり方というのが非常に公正であるというふうに考えているわけです。コモンローを適用しているという原則はそこにあるわけです。

外国の投資家に対しては、どのようなインセンティブ、奨励策が講じられているかということですが、これは合弁であろうと 100%外資の企業であろうと、ミャンマーにおいて製造する、あるいはサ

ービスを提供するという場合、外国投資法がもとになります。そういった企業の場合、創業の年を含む3年間、続けて所得税が免除されます。これを「タックスホリデー」というふうに呼んでいます。しかしながら、新しい法律ではこれが5年になるのではないかと思います。今それを検討中です。さらに、恐らく以下のような奨励策も認められる可能性があります。これは予備資金として保留されている利益に対する所得税の免除、これは1年以内です。それから、減価償却の加速です。これは機械や設備、建屋などです。ただし、この場合にはミャンマー投資委員会が認定するということが必要になってきます。それから輸出及び生産によって得た利益の50%までが免税となります。そして、外国人従業員の所得税を払う権利を付与し、またその支払額を控除します。こういうようなものが法律の中で奨励策として定められているわけです。研究開発に必要な場合、ミャンマーの中でそういうものを行うのに必要であるといった場合の外国人従業員の所得税を払う権利を与えています。そして、創業の年を含む3年間、続けて所得税の免税というようなものが定められています。それから輸出を目的とするような製品に関し、奨励策が示されています。また、ビジネスで使われているような様々な機器や、そういうようなものに対して、また、ミャンマーにおける事業に関連して、実際に発生した研究開発費を控除するであるとか、工場の竣工後、操業生産の開始から3年間の間は、原材料の輸入関税その他の諸税の減免措置を行います。それから先ほどの点ですけれども、事業のための工場等の建設機械において、実際に必要となる機械装置・機器、スペアパーツなど、また、原材料を輸入した場合の輸入関税、その他国内諸税の減免措置が行われています。これらの奨励策は、外国投資委員会で認められています。きちんとしたルールで適用されています。これは外国投資法第21条に規定されています。

このような税の減免に加え、外国投資法は、国に投資をする企業に対し、30年まで土地のリースができると定めています。そしてその場合には、関税と国内税が免除されるということです。その際には、総務省から輸入ライセンスを導入しなければなりません。新しい法律では、これが50年に変わる予定です。50年まで賃借できます。現在の法律の下では政府からの賃借のみが許されていますが、新しい法律では、同時にまた個人、民間の所有者から賃借することが可能になります。そして、私どもの国にそのようなことを前提に投資することが可能になります。したがって、そういった既存の法律に対する変更が加わっていくことになるでしょう。時間があればもっと詳細を申し上げられると思いますけれども。

それからまた外国投資法は、外国投資法のもとの外国投資は国有化されることはないということを保証します。またさらに、外国投資家が本国に送金する権利があるということです。つまり、外国投資家がミャンマーにおけるビジネスを終えた後、外貨を持ち帰ることを可能としています。また、外国投資法のもと、会社の外国人の社員が本国に送金すること、つまり自分たちの貯蓄を送金することを可能にしています。

会社法に基づいて、もう一つの手続が可能です。外国投資家が少額の投資をする場合、外国投資法の手続を踏みたくない場合は、ミャンマー会社法のもと、ミャンマーでビジネスをする他の方法があります。ミャンマー会社法は非常に古く、1914年の法律で、また会社規則、1940年に制定されました。会社法というのは、国内又は外国企業が、ミャンマーで事業を展開したい企業の活動を統治するもので、他の英国の元植民地又は英国の会社法に似ています。投資家はどちらかの選択肢を選ぶことができます。

いずれにしても取引には許可が必要です。個人、会社いずれもミャンマーに投資することが可能で、合弁会社の形態でも構いません。外国投資法では、

新旧問わず、外国人による投資を制約していません。したがって、ミャンマーで自由にビジネスを起すことができます。ただ、その場合、既存の会社法のもとでは2人のパートナー、株主が必要です。単独でビジネスをしてはいけないということではありませんが、会社を起す場合はパートナーが必要です。もちろん、ビジネスそのものは自由に単独で行うことも可能でしょう。そのような解釈ができます。

さて、貿易取引の許認可申請をしなくてはなりません。同時にまた、会社を設立する場合、その手続ないしは投資局のもとで登録をしなくてはなりません。外国投資法のもとの許認可、ですから取引の申請ないしは会社登録のための手続が必要です。これはあくまでも、外国投資法の下、許認可が必要です。会社法の下での申請、これは所定の書式に基づいて行わなくてはなりませんし、法律に基づいた手続を採らなくてはなりません。また同時に政府は、例えば以下のような外国投資を奨励しようとしています。具体的には、特に発展途上のような場所において、ゴルフコース、ビーチリゾート、観光客のための施設、遊園地、レクリエーションセンター、サービス付のアパート、マンション、オフィスの複合施設、インフラプロジェクト、例えば空港、道路、鉄道、電気通信施設など、こういったものを奨励しようとしています。私たちのところにリストがあります。そして、こういった分野において皆さんが事業をできるかということが書かれています。これを読み上げますとかなり時間がかかってしまいますので、これは皆さんに紙でお渡ししたいと思います。私どもの資料をお渡ししますので、もっと細かいことを知りたい方は、ぜひそれをご御覧ください。

ミャンマーの市民であれ、ないしは外国人、ないしは個人・企業であれ、いずれの当事者も、経済活動を行う、ないしは起業をするといった場合政府が行う12の経済活動が指定されています。この12の活動、これに関しては、外国人は一切かかわっては

ならない、あくまでも政府が行うものとして指定されている、そういった経済活動があり、それ以外のものであればできます。これは1989年のSEE法という国営経済企業法のもとに規定されています。チーク材の開発、そして石油・天然ガス、それに伴う製品の製造等に関するもの、真珠・ひすい、その他宝石の探鉱・生産、水産品、エビなどの製造、電気通信サービス、空輸・鉄道輸送、銀行・保険業、それから放送・テレビサービス、金属探査・採掘及び当該物の輸出、法律によって民間共同発電事業で認められた発電事業以外の事業、国の安全保障・防衛に関連する製品の製造、これらはいくまで国のみが行うものと指定されていますが、新しい法律の中では、一部が例外として認められることになるでしょう。一部は柔軟に民間でできるようになるでしょう。ただ、この新しい法律、まだ出来上がっておりません。まだ国会を通過しておりません。今現在、審議中のものでありますので、ですので私のほうから今現在、どうなるということとははっきり断定することはできません。

幾つかの分野、例えば農業の生産、加工品など、作物の生産・加工、こういったものは可能です。家畜や漁業、森林、鉱業、こういった事業の多くが、今後皆さんが携わることができる分野として考えています。たくさん資料がありますので、よろしければ、皆さんご一読いただければと思います。

外国投資法のもとで、許認可が与えられることが考えられます。そして、外国投資家の中で外国投資法のもとに投資をするところ、これはすべて適切な書式に基づいて申請をし、そしてすべての承認を得るということが必要であります。そして、その際にはワンストップで、1カ所ですべての手続を行うことが可能になります。そういったワンストップの手続を行う体制ができております。かつては各省庁を回っていかなくてはなりませんでした。そして、それぞれの箇所からいろんな許認可を得る必要があ

りましたけれども、今は、ワンストップで、1カ所ですべての手続を終えることができるようなそういった手続を確立しております。

さて、大規模なプロジェクトにおいては、ぜひともこの外国投資法のもとでの投資を検討していただきたいと思います。この外国投資法というのは、例えば税制優遇など色々なインセンティブを用意しています。さもなければ、このような投資はかなり厳しい基準を満たさねばなりませんし、そしてまた投資をするに際して厳しい条件を課されることも考えられます。政府の持つ土地の賃借を必要とするようなもの、すべての国有企業との合弁企業、これは必ず外国投資法の適用を受けることになります。また、合弁企業で、地元のミャンマーの市民ないしは企業、これは例えば1994年の市民投資法の下で権益・承認を得ているようなそういったミャンマーの市民ないしは組織と合弁を組むところは、外国投資法の下、許認可を得なくてはなりません。このような外国投資法の下での許認可をとらなかった場合には、市民投資法の違反とみなされます。そしてその結果、この合弁会社、またすべての株主は場合によっては罰金を科される、ないしはもっと深刻なことには政府のブラックリストに載ってしまい、その後、ミャンマーにおけるさまざまなベンチャービジネスに携わることが難しくなってしまうということも考えられます。これが私たちの外国投資政策です。

この市場志向型のシステムを資源の配分において採用する、そしてまた民間投資、また起業化活動を奨励する、またミャンマー経済を外国貿易、投資に対し開放する、そしてまたさらなる促進・拡大を図っていくとそしてまた自然資源の採鉱、これは特に大がかりな投資が必要なもの、ハイテクの起用、大規模な資本を必要とするような生産・サービス産業の発展、地元の人々の雇用機会を創出する、省エネのための事業、地方の開発といったもの、これが今後外国投資政策において重要とみなされています。

潜在的な外国投資家に対してより多くの指針を与えるために、85の活動が外国の投資に開かれているものとして特定されています。85のタイプがあります。この章のアネックス2にその分野が示されています。時間が限られていますので一々は申し上げません。

そしてまた、外国投資法に基づいて営業許可というものを獲得しなければなりません。このリストの中に入っていない、つまり85の活動に入っていないようなものでも、ミャンマーとの間に相互の利益がある場合、認められることがあります。そして、外国人投資家は、外国投資法のルールに従って決められた書式を使って申請しなければなりません。そしてまた許可は、2年間の期間があり、その2年が終わった後、自動的に更新されるというものではありません。これは法律の手續に、パラグラフ7記に示されています。

それでは、この新しい外国投資改正法についてお話をしたいと思います。ミャンマーの改正外国投資法が7月4日に国会に再提出されまして、恐らく間もなく成立するのではないかと思います。いずれにしても可決されるというふうに思います。新しいものができるわけです。私もその起草に関わったわけですが、もし新しいことがわかればお知らせしたいと思います。法案が7月に提出されましたが、少し時間がかかっていると思います。私は、地元の企業にとっても外国投資家に与えられるのと同じような奨励策が必要であろうというふうに思っています。外国投資家には、かなりの優遇策が付与されていますが、地元の企業にとっては、羨望的となっています。そうすると、そんな法律は作ってほしくないわけです。ですから、大幅に改正したいというような意向もありましたが、彼らは、外国人投資家と同じ条件を、自分たちにも認めてほしいと望んでいます。つまり、外国投資家が優遇され過ぎていると。これはなぜかといいますと、やはり外国人投資家に

来てほしいからです。そうすることによって、ミャンマー経済を前進させることができるというふうに政府は思っています。政府は、今とても一生懸命です。

この提出されました法案の主な変更点は、土地の利用に関連するものです。すなわちテイン・セイン大統領が、6月19日、国営テレビでの一般教書演説において、潜在的な投資家に対して有効な法律や規制の重要性を強調したわけです。国際規則に基づく必要法規を再度策定し、すぐに外国投資法が議会に提出されると宣言しました。これまで色々な検討をし、この後たくさんの法律が、次々と制定されるであろうというふうに思われます。この新しい改正外国投資法案は、大統領の音頭の下に提出されたということです。

また、ミャンマー経済特区法案は、完成しています。今は各部門及び事業組織から意見聴取を行っており、その後、国会に提出される予定になっています。また、法案段階の金融、税制、通商、投資、産業の各規則も改正されています。こうすることにより、ミャンマー経済が投資家に対して門戸を開くという状況になっています。

追加改正では投資期間が変更されます。当初30年間で15年の延長期間が2回と定められていたが、当初50年間で10年の延長期間が2回となります。つまり、当初は50年間の投資期間、そしてその後10年間の延長期間が2回認められるということになるわけです。ということになりますと、外国人投資家には70年間の投資期間が許されるということになります。しかし地元企業、地元の投資家は30年しか与えられていません。今のところ国民投資法は、手をつけていませんが、いずれ改正されることになると思います。改正法によって、企業は少なくとも投資額の35%を投入するか、または外国企業の全額出資子会社としてミャンマー国内に設立することにより、ミャンマー国内のパートナーとの合弁

事業を設立することが可能になります。しかし、幾つかの分野は保護されたままの状態が続くと思われます。ですから、外国企業の全額出資子会社には開放されないと思われます。非常にまれな例外を除いて。

2012年のミャンマーの経済状況は以前よりも好転しています。状況は随分変わりました。投資あるいは経済の状態などを見ても、新しい変化が起こりつつあります。非常に急速に変化が起こっています。ですから、潜在的な投資家が懸念をすべき状況はないと言えましょう。そして、非常によい投資状況であると言ってよいと思います。地元の企業が外国人投資家に対して土地のリースをするような場合には、そのことによって利益を得て、地元の人たちの利益に資することができるわけです。土地の所有者は政府からリースを受けているようなところがありますが、それを外国人投資家に対してサブリースすることができ、土地から利益を上げることができます。そうすることで、ビジネスを実施することができるわけです。ミャンマー外国投資改正法は、まだ成立していませんが、恐らく国民は、これに備えなければいけないと思っています。日本の投資家の皆さんが進出してくだされば、ほかの国の投資家も続くのではないかなと思います。といたしますのは、たくさんのお経験をお持ちだからです。他の国はそういうわけにはいきません。他の国の中には条件をつけているようなところがあります。しかし日本は、ミャンマーに対して条件をつけるというようなことはありませんでした。非常に善意を持ってミャンマーに接してくださいました。政府が気に入ろうと気に入るまいと、常にミャンマーの人々のことを考えてくださっていたと思います。そういう意味で、日本の国民の皆さんに御礼申し上げたいと思います。特に伝統という点では共通するところがあるのではないかなと思います。優しく、非常に義理がたくて、誠意があると。非常に親切であると、こういうよう

な資質というのは共通のものだと思います。それは私たちの経済活動にも適用できるのではないかなと思います。私は皆さんにお話をしていますが、皆さんを友人として考えています。ここに来て、とてもくつろいだ気持ちになります。本当に国内でレクチャーをしているような気持ちになります。本当に兄弟という感じです。ミャンマーを独占し、コントロールしようとするような国もあります。しかし日本人たちは非常に清潔かつ誠実ですので、ぜひやって来ていただきたいというふうに思います。ぜひ、私たちがそれから政府も、皆さんに参加していただきたいというふうに思っています。大歓迎です。いつでも私の法律事務所に連絡をとっていただきたいと思います。

まだ多国籍企業というのは、ミャンマーに投資をしていませんが、しかしながら、将来の配当というようなことも考えて、これからは弁護士であるとかそういう人たちもやって来ると思います。これまでいろいろなお付き合いをした方も、大変な関心を持ってらっしゃるということをしていました。ともに協力しましょう。そしてともに豊かになりましょう。アメリカの制裁は1カ月前に解除されましたけれども、まだ大きな投資がやってくるには少し時間がかかるかもしれません。でも、投資法は、もうすぐ議会を通過しようとしています。

今日は本当にご清聴ありがとうございました。(拍手)

○司会 ティン・ゾウさん、ありがとうございました。

では、これから質疑応答に移らせていただきます。質問のある方は、挙手いただければ私のほうで指名させていただきます。そうしましたら係の者がマイクを持ってお手元までうかがいますので、所属とお名前をいただいてから質問をお願いいたします。では質問のある方、いらっしゃいますでしょうか。

○石川 早稲田から参りました。大変内容豊かなプレゼンテーションをありがとうございます。私の質問は国際法の利用に関するものです。一つめは、ミャンマーのさまざまな機関における外国の法律の適用は、国際法のミャンマー法制度における位置づけ、これは適用されるのか、執行されるのかということです。国内の判事が国内の裁判手続の中で起用されているのでしょうか。

それから二つめ、裁判官は、国際法を参照しながら国内の法律の規制を解釈しているのか、こういった国際法を念頭に置きながら国内法の解釈を積極的に行っているのでしょうか。

○ティン・ゾウ 二つめからお答えしたいと思います。一部の法律、ほとんどの法律は国際法に基づいています。国際条約など、また国際議定書に基づいています。例えば女性、児童の権利、人身売買などなど、こういった、すべて国際法に基づいて、私たちは国内法を制定しています。例えば、司法制度に関する国際法、例えば世界人権宣言 14 条では、法に基づいて設立され、独立した能力ある裁判所により、公平な裁判を受ける権利を定めています。また、ICC のガバナンスに関する規定、権利、これもまた適用されています。これは、私たちの現在ある司法制度、法律の中に反映されています。残念ながら司法制度について、それぞれの法律における制度についてお話する時間がありませんでした。私のプレゼンテーションにありましたが、今申し上げたようなコンセプトに基づくものです。したがって、人権に関しては、私たちは国際法に基づいて行っています。既に申し上げたように法律がなければ、私たちは外国の法律を適用しなくてはなりません。それだけに、私たちは国際法を適用しています。国際法というのはそもそもすべての国を対象にしています。模範となるような、そういった法律です。これは遵守すべき

であると思います。私たちはそれを尊重すべきでしょう。私たちが例えばそれらの締約国でなかった場合、これは裁判官の裁量に基づいて、これに従う、従わないかを決めます。ですので、あくまでも裁判官の裁量によります。そういった締約国でなければ義務はありません。例えば議定書や、その他の締約国でなければ、あくまでも裁判官の裁量によることになります。一般的には、私たちは国際法に十分配慮しています。

最初の質問に関しては今の点でよろしいでしょうか。今のお答えで、もう一つのほうのご質問にもお答えしたことになるのでしょうか。

○質問者 1 私の理解では、幾つかの判例法があると。その中で、国際的な法律の原則、ルールが言及されているものがあるのでしょうか。

○ティン・ゾウ いや、それは非常にレアケースだと思います。ですので、国際法に基づいてどうこうということは、非常に少ないと思います。特に国内法に関しては、ほとんどないと思います。例えば貿易をめぐる紛争、ないしはその他、もし必要とあれば、私たちは国際法を参照することもあります。ですので、その問題に対する答えを出すに際して国際法を検討することもあります。特に国内法がそれに矛盾するものとして存在しない限りにおいては検討します。

○サクラギ 大変興味深いお話、ありがとうございました。東京弁護士会に所属している弁護士のサクラギと申します。土地法に関連して質問したいと思います。

土地の使用権ですが、この使用権は、土地の使用権を持っていないほかの全ての人が、ある人の土地が誰に属しているかということを見るということができかどうかというのが一つ。

二つめに、土地の使用権の譲渡というのは、ミャンマーの国民間で自由に行われることができるのかということです。それがもし外国人になるとどうなるかということをお聞きしたいと思います。

○ティン・ゾウ 土地は国有です。それを持っているのは国だけです。ですから、それ以外のところで土地を所有できるようにはないわけです。しかしながら、リースを受けることはできます、政府から。それが外国人であろうと、あるいは国民であろうと、それは、差別はありません。ですから、国有地ですので、国有地を政府がリースすることはできるわけです。外国投資家に対して、外国投資法に基づいてリースすることはできるわけです。もし土地が国民にリースされる、そしてそれを使用することが許される、そうした場合には、リースされた土地は再使用できるわけです。つまり土地の使用というのが与えられるわけです。土地を所有する権利とは違います。これは全然違います。政府は土地をリースすることができます。ですから、政府からリースを受けることができます、政府の土地に関して。そして、国民でリースを受けた人から、さらにリースを受けることも可能です。そのところはオープンです。しかし、かつてはそれを制限するような法律がありました。1年以上、外国人はリースを受けることはできないという定めがありましたが、しかしながら外国投資法によってそれは廃止されました。ですから、これは財産移転法というのがあるわけですが、現在の法律のもとで政府から土地をリースしてもらうことはできるわけです。しかし、その土地が既に政府から国民にリースされているといった場合には、そこからリースを受けることができます。そして土地を使用することも可能です。ですから、こういう移転法に基づいて移転も可能なわけです。つまり、リースもこの移転法の中に含まれます。ですから、例えばテナントとして家を借り受けるとい

うことはできるわけです。ただし、それをさらに再リースするということになると、その下にあるその土地もサブリースという形で認められなければいけないわけです。ですから土地の利用に関しましては、あたかもそれを所有しているかのごとく使用することはできます。そうすることで皆さんはミャンマーの土地を利用することができるわけです。もし投資された場合には、

○質問者2 それにつけ足して質問させていただきたいのですが、土地の所有権が国民に認められていないということは先ほどの御説明で理解しました。リースの権利ですが、担保のためにその土地の利用権をとることはできるか。つまり金銭消費貸借をした場合に、それを守るために担保権を設定することがミャンマーではできるのでしょうか。

○ティン・ゾウ 担保として使えます。土地は利用できます。今現在、土地を利用する権利の許認可がありますけれども、ただ、投資という案件に関して、皆さんのビジネス、企業が進出している、その場合には皆さんがリースで借りる、そこに家を建てる、そして土地を好きなように使うことはできる。ただ、それはあくまでもビジネスに関連してということではなくてはなりません。ビジネス目的の使用というふうに限定されます。ですので、それを売却するか、ないしはそれをほかの人に移転させるようなことはあつてはなりません。例えば、マンションをそこに建てること、そしてそれを売るといようなことはできません。例えば、建ててそこで賃貸料を稼ぐというのであればいいのですが、例えばオフィスをそこに建てた場合、オフィスを建てて、住宅ですか、いろんなビジネスに関連する施設であれば、そこに建てて利用することはできますが、法律のもとでは例えばその期間が満了しなければ、外国人はそこで取引をすることはできません。それはあくまでもその

期間内であれば、これを例えば別の人にさらに移譲することは、可能だということになります。でも、市民はどんな目的であってもそれができます。ただ、外国人の場合は50年間、最大70年間、その土地を利用し、ビジネスをしている間に、例えばビジネスをほかの人に譲る、許認可を得た期間内であればほかの人に移譲することができますが、あくまでも外国人の場合はビジネス目的でなくてはなりません。国民はそういった条件がないのですけれども、外国人はビジネス目的でなくてはなりません。ですから、例えば職員のためのオフィスですとか住宅を建てるのであれば、これはビジネス目的ですので、いいのですが、例えば町をそこに造るとか、そういったことはできません。もちろんマンションを賃貸する等々の許認可をとってればいいのですけれども、そういったビジネスではない場合はできません。

○石渡 弁護士の石渡と申します。今の質問に関連してミャンマーの不動産について伺いたいのですが、土地のリースというお話が出ていますが、ミャンマーにおいて土地と建物は別々の所有権の対象となっているのでしょうか。例えばリースした土地の上に建物を外国企業が建てた場合に、その建物の所有権というのはどういうふうに使われていますでしょうか。

○ティン・ゾウ それは、建てた人が所有権を持つわけです。しかしながら土地の所有権までは持ってません。よろしいですか。建てたら、建てたものについては所有権があります。家を建てることができます、ビルを建てることができます、そして、もしこのビルがビジネス関連のものであるならば、そしてミャンマーでビジネスをすることが許されているのであれば、それはあなたのビルディングです。政府のビルディングではありません。しかし、長期的に考えて、撤退したときにそれが残ってしまうような場合には、外国人が残した不動産は政府が押

収することができるわけです。没収することができるわけです。ビジネスをやっている限りはもちろん使うことができるし、それは投資家のものでありますけれども、30年、50年、去った後になってもそこでビジネスを全くやっていないというような場合、そういうような、撤退をしたような場合には政府が押収します。それは政府のものになります。もちろん、もともと営業許可に付与された条件にもよってきますけれども。

しかし、それがずっとそのままいくという保証はありません。というのは、今大きく変わろうとしていますので。新しい外国投資法ができようとしていますので。だから確信はありません。どうなるかということをお約束するわけにはいきません。新しい法律ができれば変わってくるだろうということです。でも、外国人投資家にとっての見通しは、将来ますます有利になると思います。いろんな規制が緩和されると思いますし、また、たくさんの奨励策が提供されると思います。

○池内 弁護士の池内と言いますけれども、本日うかがった外国投資法は、話を伺っている限り、資本金を入れて大型の投資をするようなものには非常に向いているのかなというふうに思いますし、大規模な投資を導入するという意味では非常に有効だなと思いました。一方で、日本の中小企業の投資について少しおろかがいしたいと思います。

かなり初期の中国投資の場合、日本の小さな企業、十分なお金のない企業が中国に投資をする、あるいは中国で生産をするというような場合、英語に訳しやすいのですが、補償貿易、Compensatory Trade（コンペンサトリートレード）というのでしょうか、補償貿易というものを使っていました。具体的にどうということかといいますと、製造設備はほとんど無料で、免税で向こうの国に入れて、原材料は免税でお金も払わないで入れて、地元の企業が作ってきた

ものを製品として日本企業に輸出すると。その間、原材料とか製品代とか、お金のやりとりはしないで、ただ工場の人件費、製造にかかったコストだけ日本企業が払うというような仕組みを中国ではつくってしまっていて、そういったものが非常によく使われていました。お金のない日本の中小企業が海外に投資するには非常にいいやり方です。また、こういうのは、保税区分という形で保税区分をつくれればできるものなのですけれども、そういった保税区分というようなやり方、あるいは先ほど言いました補償貿易というようなやり方で、合弁会社とか、100%出資して会社をつくるわけではないですが、ミャンマーの企業を利用して中小企業が製造するとか、こういったビジネススキームというのは今あるのでしょうか。

○ティン・ゾウ 私たちは、あくまでも、今は合弁という形態をとっています。ですので、今現在は合弁手続をとっていることになります。ですので、そういったお金がないといった場合には、今は合弁しれないと思います。ただ、投資家にとって、さほど大きな金額を伴わない、例えば50万ドルぐらいになると思います。恐らく日本の会社であればそのぐらいは出せるのではないかと思います。しかし、もしそれも出せないといった場合には、もちろん一緒になって、私など、ないしはミャンマーと一緒にやっていただければと思います。例えば、もし私が会社を持っていたならば、一緒にやると合弁という形をとることになると思います。初期段階、ないしは、どこの段階であっても法律上そうです。ただ、この法律は非常に有利な内容になっていると思います。外国の投資家にとっては有利な内容になっていると思います。

ところで、ミャンマーにおける土地所有、グラントによってはリースされているものはスクワッターランド、license land (ライセンスランド)、そしてまた、Permit (パーミット) 許認可に基づいて使用さ

れている土地などといったいろんな分類があります。こういった土地が政府によってリースされています。だれがその土地を保有する権利があるか。これはもちろん外国投資家に対するリースもあります。いったん土地が使用可能になったならば、これをあたかも自分が本当の所有者であるかのごとく使用することは可能であります。ですので、全く同じような形で土地を管理し、使用することは可能であります。したがって、我が国の外国投資法の中にはこのようなトランスファーという言葉が書いてあります。こういったことが近く実現すると思います。

○司会 質問も尽きないところではありますけれども、そろそろお時間となりましたので、ここで質疑応答を終了させていただきます。改めて、ティン・ゾウさんに拍手をお願いいたします。

○ティン・ゾウ ありがとうございます。(拍手)

○司会 なお、本日の講演会の内容につきましては、後日録音を反訳いたしまして、当部、法務省法務総合研究所国際協力部、ICD と言いますが、「ICD NEWS」という当部が発行している機関紙に掲載するほか、当部のホームページに掲載いたします。ホームページには本講演会で使用されたパワーポイントの資料等も掲載予定でありますので、そちらもぜひご参照ください。

それでは、最後になりましたが、本講演会の主催者を代表いたしまして、財団法人国際民商事法センター小杉丈夫理事より、総括と閉会の辞を述べさせていただきます。

○小杉 皆さま、長時間のシンポジウム、大変ご苦勞さまでございました。まず、遠路はるばる日本に来ていただいて、きょうのような大変内容のあるスピーチをしていただいたタン・ヌエ先生、ティン・

ゾウ先生2人に対して、心から感謝をしたいと思
います。日本で、ミャンマーの非常にレベルの高い法
律家から信頼のできる話を聞けたというのは、恐ら
く今回が初めてではないか、この機会が初めてでは
ないかと思えます。そういう点では、私どもこの席
でお話を聞かせていただいたというのは、大変幸せ
で光栄なことであるというふうに思えます。

2人のお話をうかがっていると、やっぱりミャン
マーと日本と、非常に、アジアの風土といいますか、
アジアの圏内の国だなということを感じさせられた
ということが一つと、もう一つは、英国、イギリス
の法律の影響というものが基層にあるということは、
私どもにとっては非常に重要なインフォメーション
なわけですね。英語がかなり国内で通ずるという
お話もありましたし、いろんな古い法律が、これか
ら新しく改正されることはあるでしょうけれども、
イギリス法がベースにあるということは、ティン・
ゾウさんの話で、法律がないところは裁判官が裁量
で判断をするんだということを言われましたけれど
も、イギリス法のベースがあるところの法律家でそ
ういう話が出るのと、そうじゃないところの国で裁
判官が裁量で判断するという場合の受け取り方は、
やっぱり法律家としては全然違うんですね。そうい
うことも頭に置きながら、きょうのお話を聞いてい
ただけていけば大変ありがたいなというふうに思い
ました。お話のされ方、その他うかがっていても、
イギリスのそういう遺産といいますか、Heritage (ヘ
リテージ) を持ったところの国の方だなというふ
うに感じました。

それから二つめは、きょうの参加者の方々にも改
めて感謝をしたいと思えます。大変たくさん集まっ
ていただいて、熱心に講演を聞いていただいただけ
ではなくて、大変たくさん質問が生まれて、その質
問によって2人のスピーカーから、さらに詳細な回
答を引き出していただいたということで、このシン
ポジウムを非常に実りのあるものにしていただいた

というのは本当に皆さまのおかげだと思ひまして、
ありがたく思っております。

三つめは、やはりグローバリゼーションというこ
とを感じさせるということでありました。ミャンマ
ーでも恐らくこれからいろいろな改正が行われてい
くだろうと思えますけれども、今のグローバルなア
ジア社会、アジア市場の中で、国際的に通用するル
ールをつくっていくということが非常に大事になっ
ていくだろうというふうに思って、それは決して日
本がアジア市場の外にいるのではないということな
んですね。自分たちも同じこのアジアの中で発展し
ていくためには、日本がこれからのミャンマーとの
関係でどういうことをやっていけばいいか、また、
日本の中をどういうふうに変えていって、国際的に
通用する社会をつくって、本当にアジアの中に入っ
ていくということを考えていくというのが非常に大
事なことだろうと思えます。ミャンマーが投資の対
象国であって、まだ生産コストが安いとかいろいろ
ありますけれども、そういうことだけではなくて、
そういう広い物の考え方をすることが大事だ
ろうというふうに思えます。ミャンマーと日本、こ
れからどういうふう法律の面で協力をしていくか
というのが我々の課題なわけで、今までは軍事政権
という大きな障害がありまして、本当にほとんどで
きていなかった。私どもの国際民商事法センターと
いうのができたときに1996年でございましたけれ
ども、最初のころはマルチ研修というのがあって、
一つの国じゃなくて複数の国の方に日本に来ていた
だいて研修をするというようなことがあって、その
ときにはミャンマーから何人か研修生が来られたと
いうことがありましたけれども、それ以来、そのマ
ルチ研修というのもなくなりまして、ミャンマーと
の関係は本当に切れたような格好になっていたと思
います。こういう2人の非常に有力な法律家の方に
日本に来ていただき、ミャンマーとの関係でも、こ
れから日本とミャンマーの間で、先ほど申し上げた

ような意味で、アジアの発展、両国の発展のために何ができるかと、一緒にどういうことをやっていったらいいかということを考える、また実行していくプロジェクトというのをぜひ考えていきたいというふうに思います。きょうの講演をそういうことのきっかけということにできれば、主催者としてこんなうれしいことはないというふうに思っております。

本日は、日本企業の方、また法律事務所の方、たくさん来ていただきました。こういういろいろなアジアとの関係の法律の支援、共同作業ということがいろんな面で行われているということに、ぜひご理解とご協力をいただきたいというふうに思っております。ベトナムなんかは、先ほどお話をした96年から、ベトナムの研修生の研修というのも既に38回ですかね、そのくらい続いている。カンボジアも、民事訴訟法の制定というのは日本の法律家とカンボジアの法律家の長い間の共同作業でできた。中国との間の協力というのも17年にわたって、そういう長い時間をかけております。私自身も弁護士として手弁当でお手伝いをしているわけですが、こういう時間がかかっている、それが日本の企業にとっても日本全体にとっても大変、今日見たときに役に立っているということだと思わなければならない。ですから、ぜひそういうことをご理解いただきたい。リーマンショックみたいなことがありますと、日本の企業で最初に切られてしまうのは、こういうところの会員になるとか寄附をすることということになってしまう。だけれども、もう少し広い目で、長い目で、アジアと日本の関係というのを見ていただくと大変ありがたいというふうに思っております。本日は、本当に実りのあるシンポジウムができたと思います。本当に皆さまのおかげだということで感謝をしております。どうもありがとうございました。(拍手)

○司会 小杉理事、ありがとうございました。

皆さま、長時間にわたり、ありがとうございました

た。これで講演会を終了させていただきます。